



一般社団法人電子決済等代行事業者協会

クレジットカード会社様とのAPI接続について

# 電子決済等代行業及び 当協会の概要

# 電子決済等代行業の概要

- 金融機関に電子決済等代行業者がアクセスし、情報を取得してサービスに活用
- 自動的な情報取得により利便性が向上



(出典) 当協会にて作成。画像は電子決済等代行業各社のApp Storeより引用



## ●2017年5月の改正銀行法で規定された登録事業者

- 財務局の登録を受けた事業者のみが、国内で電子決済等代行業を行うことが可能
- 利用者への適切な情報提供の義務あり
  - ・利用者に損害が生じた場合の賠償責任に関する事項
  - ・苦情・相談窓口
  - ・サービスの利用料 等
- サービス提供前に銀行との間で下記に関する契約締結義務あり
  - ・利用者に損害が生じた場合の銀行と電子決済等代行業者との間における賠償責任の分担に関する事項
  - ・利用者に関する情報の適正な取扱いや安全管理のために行う措置に関する事項 等

(出典) 金融庁資料より

# 一般社団法人電子決済等代行事業者協会の概要

3

- 金融データを活用する家計簿、会計等のサービスを提供するFintech事業者により構成
- 2023年3月に金融庁が当協会を「認定」

(2025年9月2日現在、全35者)

会員種別	名称	API利用/ 非利用種別	会員種別	名称	API利用/ 非利用種別
第一種会員	株式会社マネーフォワード	API	第一種会員	株式会社BANKEY	API
	マネーツリー株式会社	API		TIS株式会社	API
	フリー株式会社	API		株式会社f9k	API
	株式会社くふうカンパニー	API		マックスコネクト株式会社	API非利用
	弥生株式会社	API	第二種会員	Klarna Japan株式会社	API
	株式会社イーコンテクスト	API非利用		ファーストアカウンティング株式会社	API
	ソリマチ株式会社	API		GMOあおぞらネット銀行株式会社	
	株式会社ミロク情報サービス	API	金融機関会員	株式会社みんなの銀行	
	テレコムクレジット株式会社	API非利用		PayPay銀行株式会社	
	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	API非利用			
	KDDI株式会社	API			
	株式会社電算システム	API非利用	賛助会員		
	アクトレシピ株式会社	API		弁護士法人片岡総合法律事務所	
	キリバ・ジャパン株式会社	API		有限責任 あずさ監査法人	
	株式会社XO	API		波多野 恵亮 (個人)	
	株式会社GIG-A	API	特別賛助会員		
	ファミリーテック株式会社	API		株式会社日立製作所	
	ビリングシステム株式会社	API非利用	特別会員		
	Airwallex Japan株式会社	API		日本マルチペイメントネットワーク推進協議会	
	三井住友カード株式会社	API		株式会社Authlete	

## 協会データ

会員17者に対して実施した照会調査結果 ([公表リンク](#))

項目	データ	備考
1 提供中のAPIサービス数	38	協会会員が提供中のAPI接続を利用するサービスの合計数
2 利用ユーザー数	14,067,755	協会会員が提供するサービスを利用するユーザー数の合計数 (参照系のみ、API接続に係るもの)



(出所) 画像は電子決済等代行事業者協会のApp Storeより引用

課題の各ポイントについて

# 課題の各ポイント

5

No	項目	スライド
1	情報連携のメリット（業界、ユーザー、社会全体）	P6～P12
2	APIのメリット（業界、ユーザー、社会全体）	P13～P19
3	APIの現在の対応状況	P20～P27
4	API推進上の課題/上記課題に対する民間の取組／取組の上で残存している課題	P28～P50
5	今後、官民でそれぞれでどういった打ち手が考えられるか	P51～P55

## 1. 情報連携のメリット

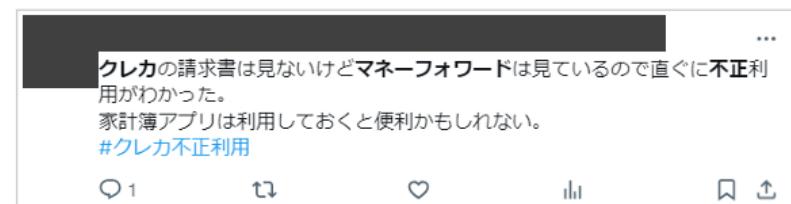
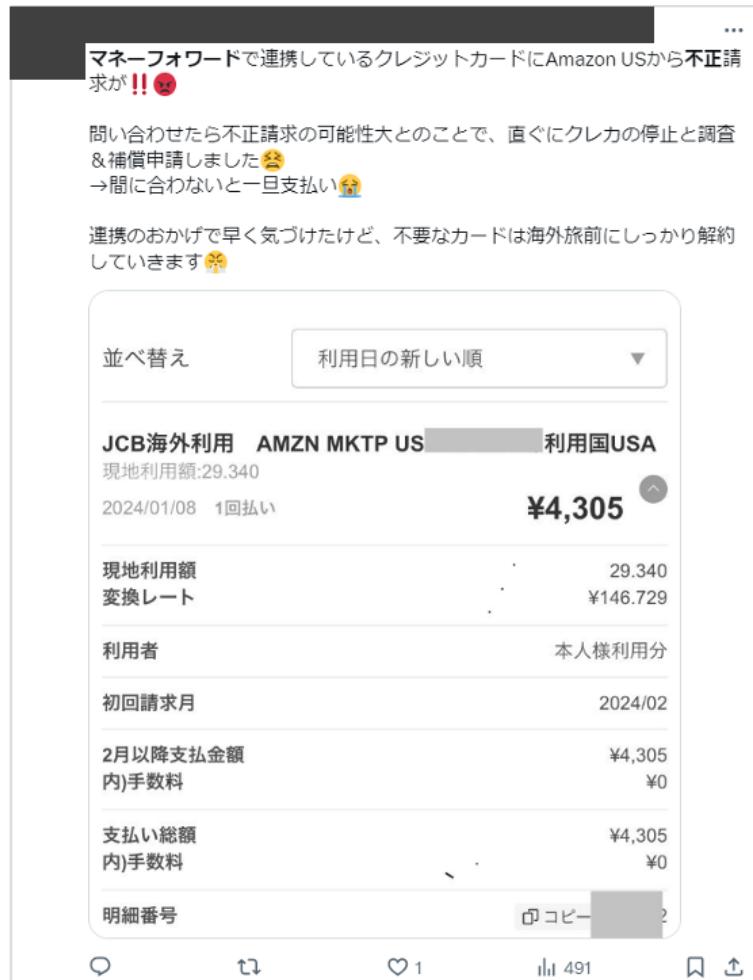
- 情報連携による業界、ユーザー、社会全体のメリットは下表のとおり

社会全体	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 消費者<ul style="list-style-type: none"><li>・金融データを一元的に確認可能<ul style="list-style-type: none"><li>- マンスリークリア／リボ払いの選択等の適切な債務管理</li></ul></li><li>・口座、資産管理のサポート<ul style="list-style-type: none"><li>- カード会社様の公式明細よりも長期間のデータ表示 ⇒データの蓄積により過去に遡っての情報処理が可能（確定申告時等の利便性向上）</li><li>- 不正利用の検知（P8参照）</li><li>- 引落不可の回避</li><li>- 適切な金融商品のリコメンド</li></ul></li><li>・第三者による見守りサービス<ul style="list-style-type: none"><li>- 認知力低下時の家族等による補助サービス（P9参照）</li></ul></li></ul></li><li>■ 企業<ul style="list-style-type: none"><li>・経理処理の自動化、簡略化</li><li>・明細データ連携による会計仕訳時の利便性向上</li></ul></li><li>■ 社会全体<ul style="list-style-type: none"><li>- 不正利用情報の共有</li><li>- マクロ経済政策でのデータ利活用</li></ul></li></ul>
クレジットカード会社様	<ul style="list-style-type: none"><li>・カードホルダの満足度、ロイヤリティの向上（P10参照）</li><li>・引落不可時のリボ払いへの切替誘導等（P11参照）</li><li>・明細送付コストの削減</li><li>・加盟店向け不正検知（P12参照）</li><li>・新規顧客（特にバックオフィス業務の効率化を求める法人顧客）の獲得</li></ul>
電子決済等代行業	※サービスレベルの向上については社会全体のところで記載

# 情報連携のメリット (消費者① 不正利用の検知)

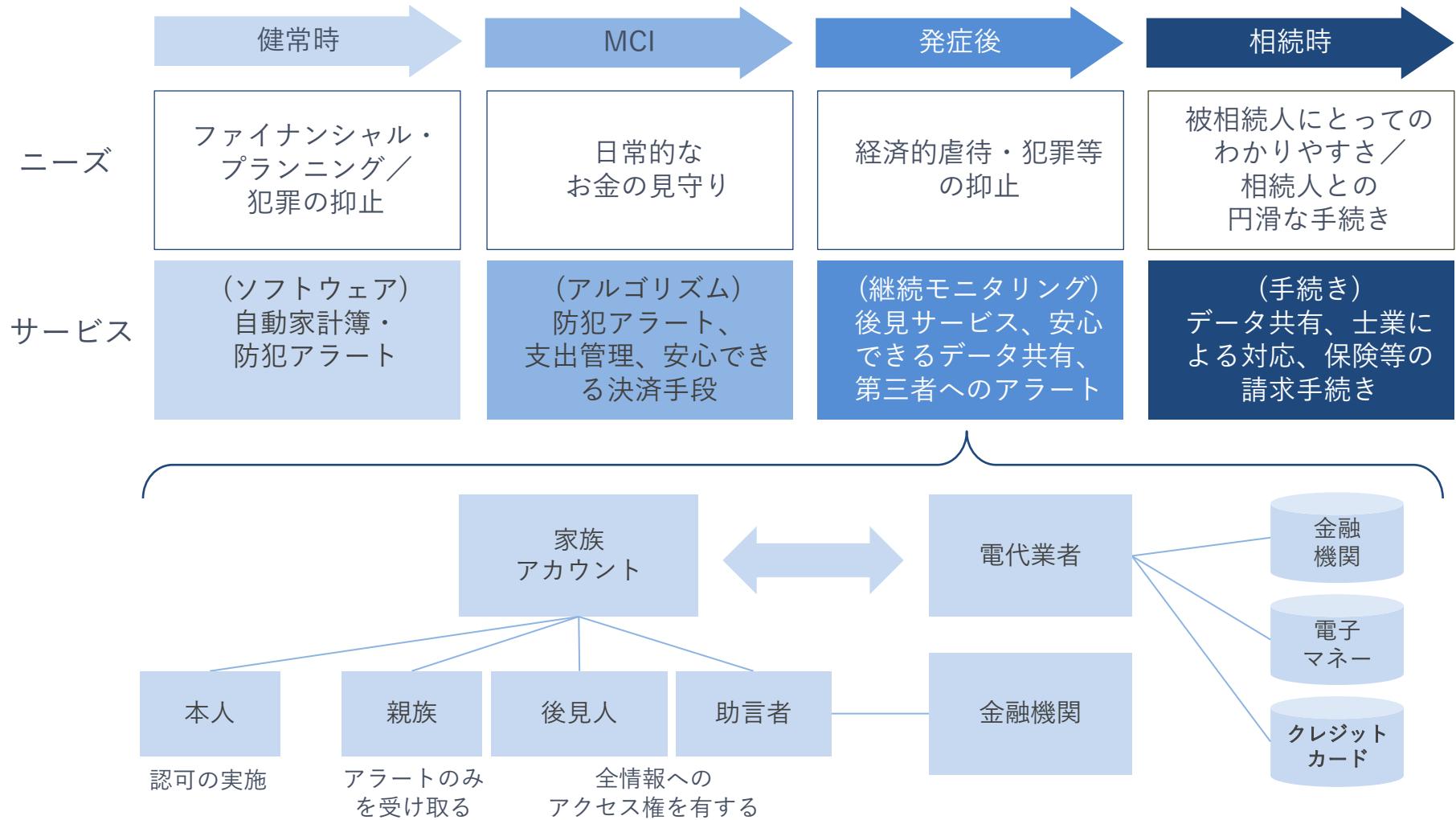
8

- 消費者が複数カードの状況一覧化により、不正利用にいち早く気付くことが可能



(出所) X (旧Twitter) の投稿より画像引用

- 認知能力が低下した本人を支える家族等が利用可能なサービスの実現

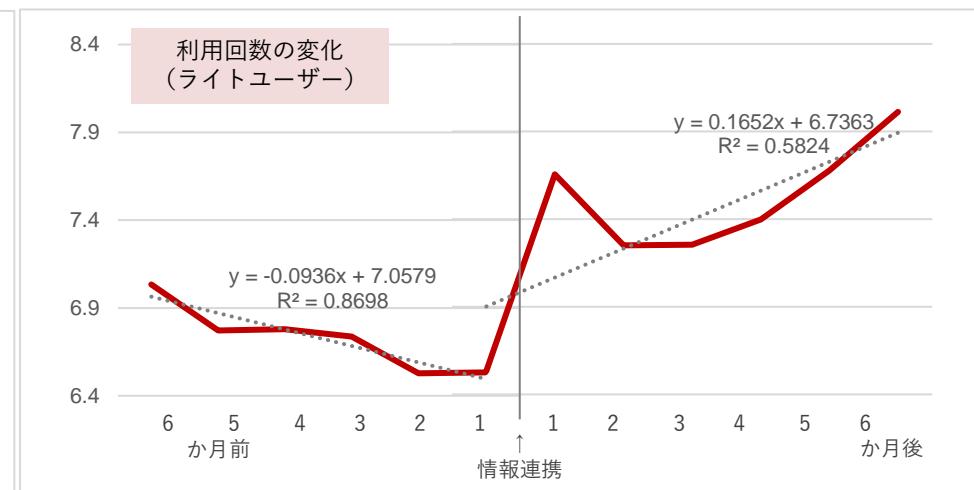
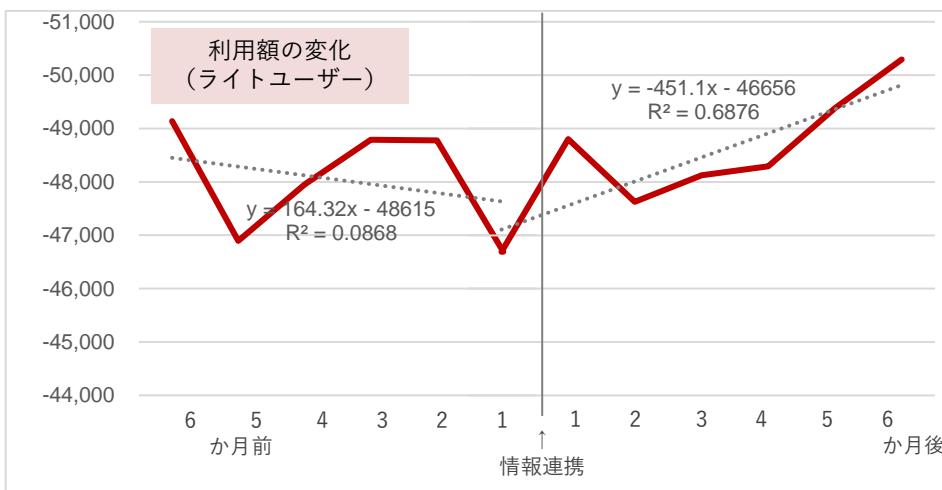
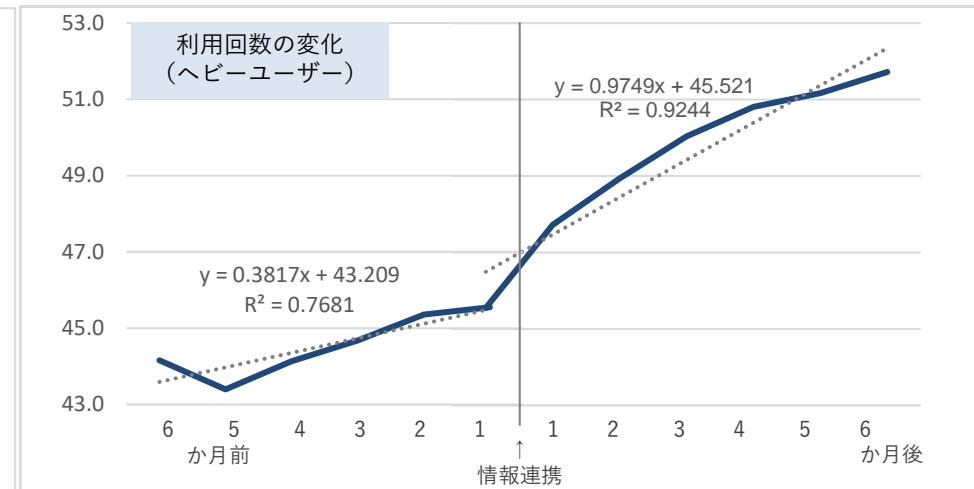
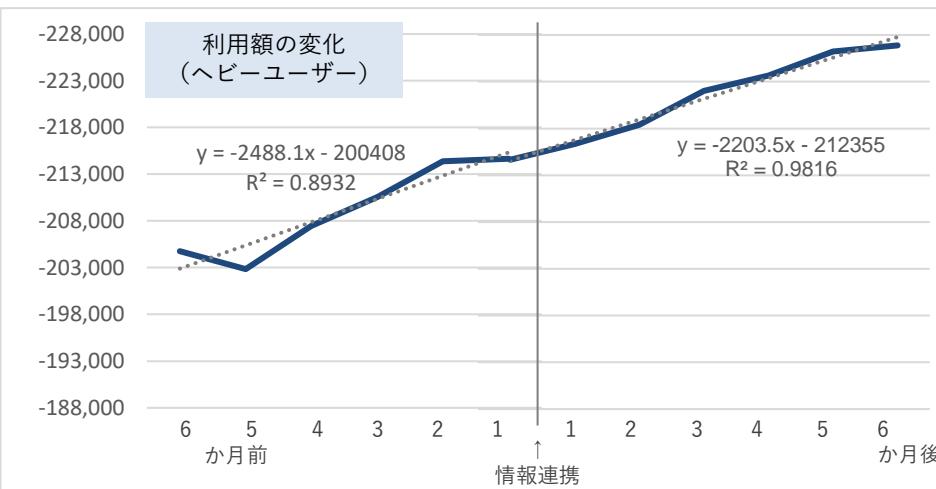


# 情報連携のメリット

## (クレジットカード業①クレジットカードの利用増進効果)

10

- 家計簿サービスとの情報連携後、特にライトユーザーでカードの利用額・利用回数が増加傾向に



(出所) 電子決済等代行業者A社データより

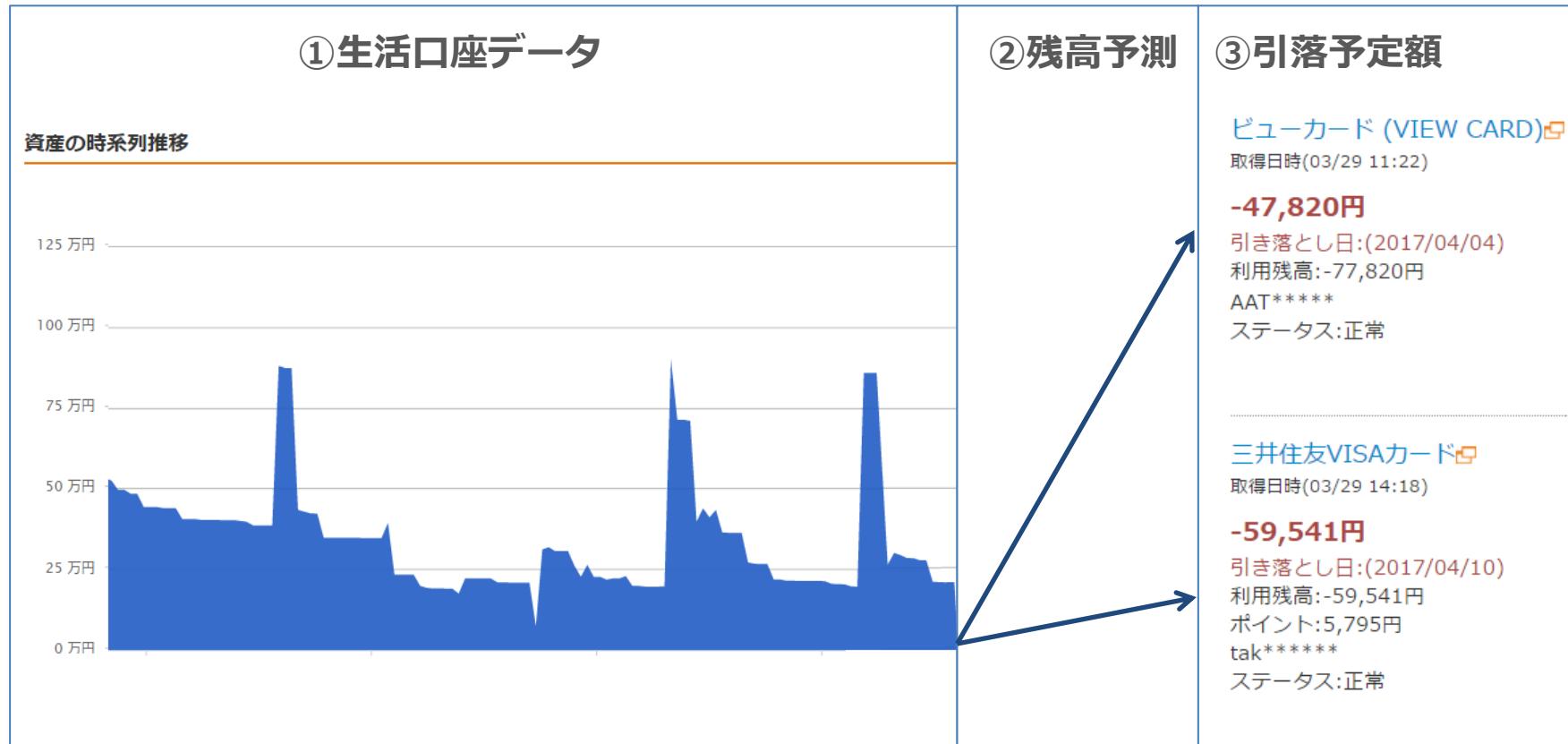
(追記) ・母集団：2024年中にA社に新規の利用登録を行ったユーザーから、クレジットカードの連携が1件以上あり、2025年8月中にA社サービスを一度でも利用したユーザーを抽出

・利用額、利用回数は共に1か月間での値。利用額はデータ形式上、便宜的に負の値で表示

・情報連携前の1か月間でのクレジットカードの利用回数が10回以上のユーザーを「ヘビーユーザー」、10回未満のユーザーを「ライトユーザー」として区分

- 情報連携により、督促件数の削減やリボ払いへの適切な切替誘導が可能

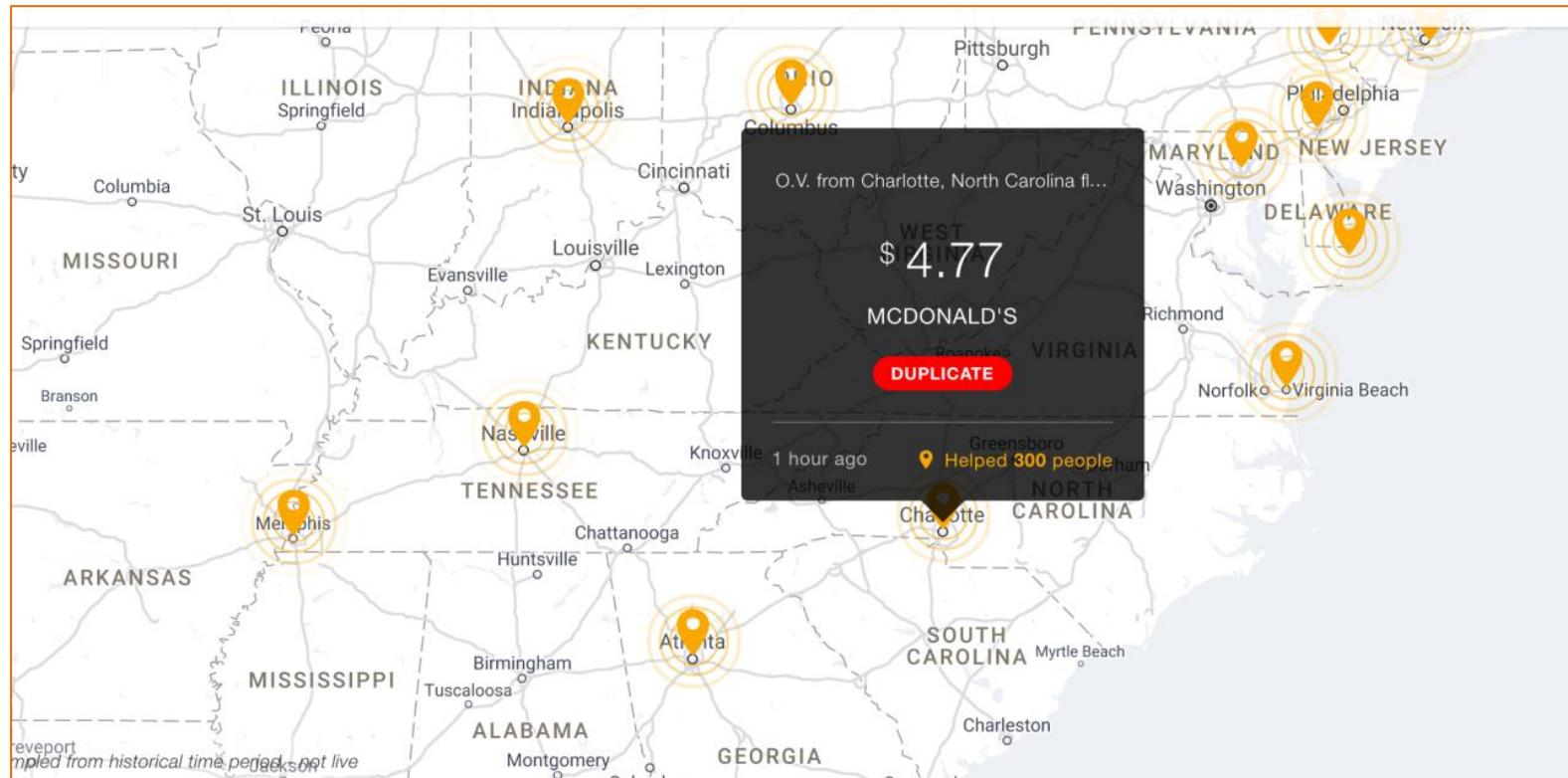
- カードデータとPFMデータの照合により「メインカード」「引き落とし口座」等の判定が可能
- これらの組み合わせにより事前に「残高不足」となりそうな口座を推測。督促件数の削減や、リボ払いへの切替誘導へ



- 加盟店がタイムリーに不正検知情報を受け取ることが可能になる

- タイムリーな不正検知情報提供
- イシュア企業としても、返金機能を提供することが可能

Billguard (旧) における不正検知マップ



## 2. APIのメリット (業界、ユーザー、社会全体)

- API化のメリット（業界、ユーザー、社会全体）として考えられる事項は下表のとおり

社会全体	<p>■ 消費者、企業</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<b>安心安全に利用可能</b></li><li>・電子決済等代行業等が提供するサービス※のユーザビリティが高くなる ※家計簿アプリ等<ul style="list-style-type: none"><li>- 情報取得失敗リスクが低い</li><li>- 多要素認証等が不要</li><li>- 応答速度の向上 (スクレイピングでは応答速度が遅い場合あり)</li><li>- 正確性の担保（機械可読性を確保することで、<b>同一名称の明細を識別</b>したり、「▲」の数値を負の値に変換するといった処理が不要に）</li><li>・画像情報などのデータアクセスを減らすことが可能であり、社会全体で不要な通信トラフィックが減少</li></ul></li></ul>
クレジットカード会社様	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>セキュリティが高い</b><ul style="list-style-type: none"><li>- 電子決済等代行業者がデータ取得・操作が可能な範囲、期間を限定できる</li></ul></li><li>・<b>ID、パスワードの流出リスク低減</b><ul style="list-style-type: none"><li>- フィッシング耐性のある認証手段（パスキー等）の導入が可能</li></ul></li><li>・システムのリソース負荷が低い</li></ul>
電子決済等代行業	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>システム対応負荷が低い</b></li><li>・サービスレベルについては社会全体の項目で記載</li><li>・標準化されたAPIの場合、システム対応（開発）負荷が大幅に低減（P47～P50参照）</li><li>・フィッシング耐性のある認証手段（パスキー等）をカード業者が導入してもデータ連携が可能（P19参照）<ul style="list-style-type: none"><li>- スクレイピングではパスキー等への対応は困難</li></ul></li></ul>

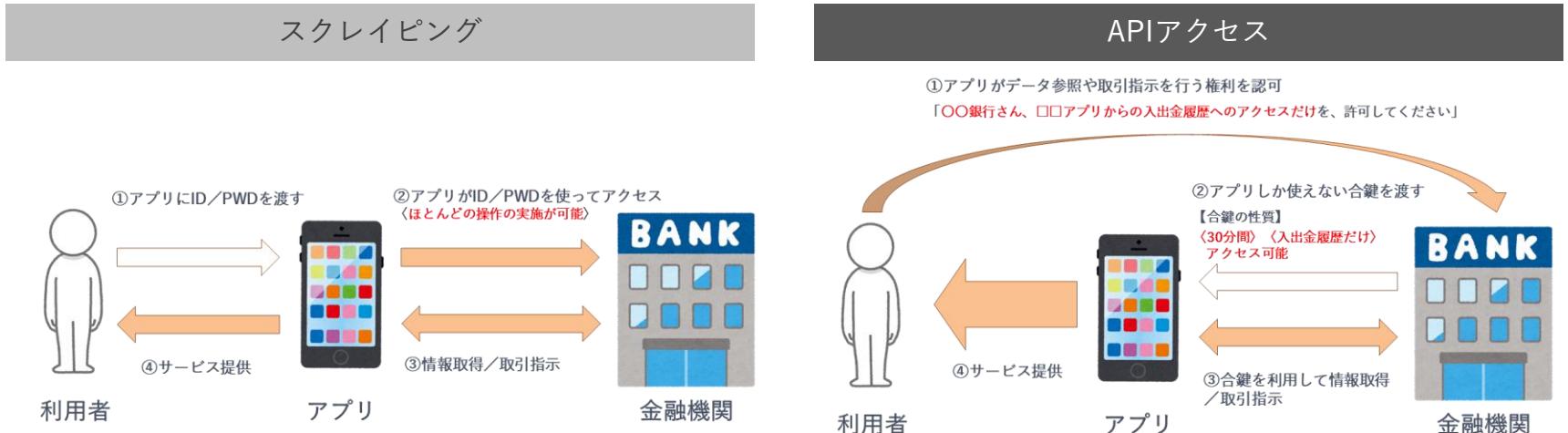
# API化のメリット（セキュリティ）

15

- 情報連携方式には「スクレイピング」と「API※アクセス」がある

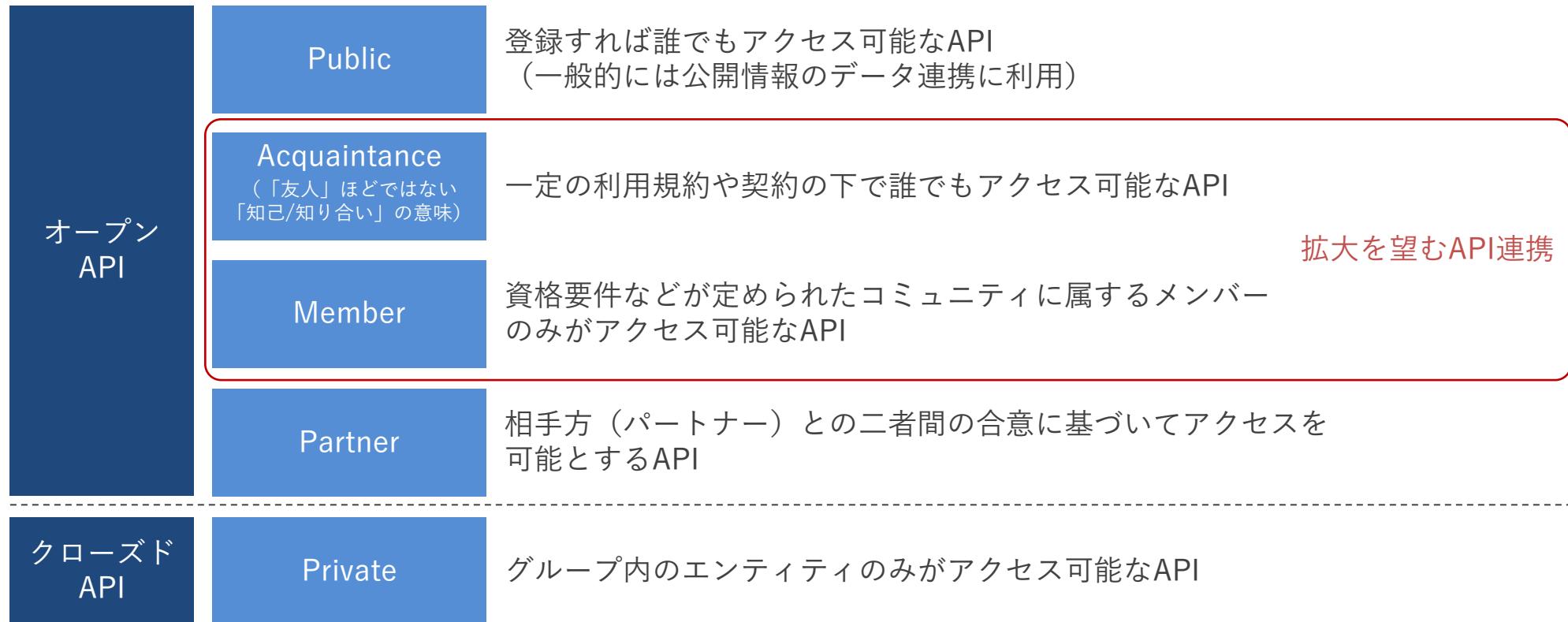
- ID／PWDを預かるスクレイピングに比してAPIアクセスの方が安全。社会全体でも利点が多い

※ API: Application Programming Interfaceの略  
ソフトウェア間の通信を可能にするツール



項目	スクレイピング	APIアクセス
ID/PWD	(アプリに) 預ける	(アプリに) 預けない
認可範囲 (アプリができること)	多くの操作	認可された範囲だけ (例) ・入出金履歴情報へのアクセスだけ ・残高情報へのアクセスだけ
連携の安定性	停止が頻発	安定
応答速度	遅い	速い
通信量	多い (画像等の不要な情報もダウンロード)	最小限
多要素認証 導入時の影響	影響大	影響軽微 (パスキー等の導入も可能)
取得可能な 情報の正確性	不正確な場合がある	正確
アクセス料金	(基本的に) 無償	有償化事例あり

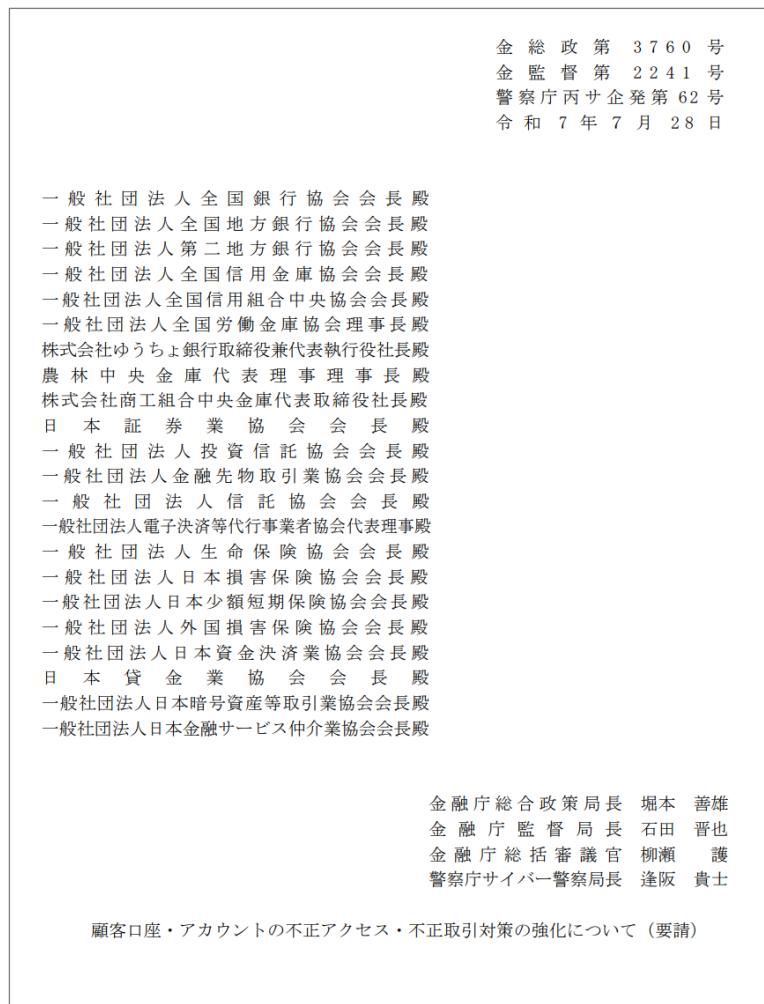
- API連携には以下の分類が存在
- 当協会が特に拡大を望むのは「Acquaintance」～「Member」型のAPI連携



(出所) 全国銀行協会「[オープンAPIのあり方に関する検討会報告書](#)」図表2に当協会で追記

大元は Euro Banking Association “Understanding the business relevance of Open APIs and Open Banking for banks”, May 2016

- 2025年7月28日付で金融庁はフィッシング耐性強化を主とした要請を発出しており、金融機関では**パスキー等の採用の拡大**が今後見込まれる



## ● 前文の内容（一部）

よって、第三者による不正ログイン及び顧客の口座での不正売買等を防止するため、ログイン時及び出金時その他重要なイベント時において、生体認証等を用いた**パスキーなどのフィッシングに耐性のある多要素認証を必須化**することを含め、以下に掲げる対策を参考にして、各金融機関において不正アクセス及び不正取引への対策を強化するとともに、認証技術や規格の発展も勘案しながら、対応態勢及び対策の有効性を見直し、継続的に更なる強化に取り組むよう各金融機関に要請する。本要請を貴協会会員等に対して周知されたい。

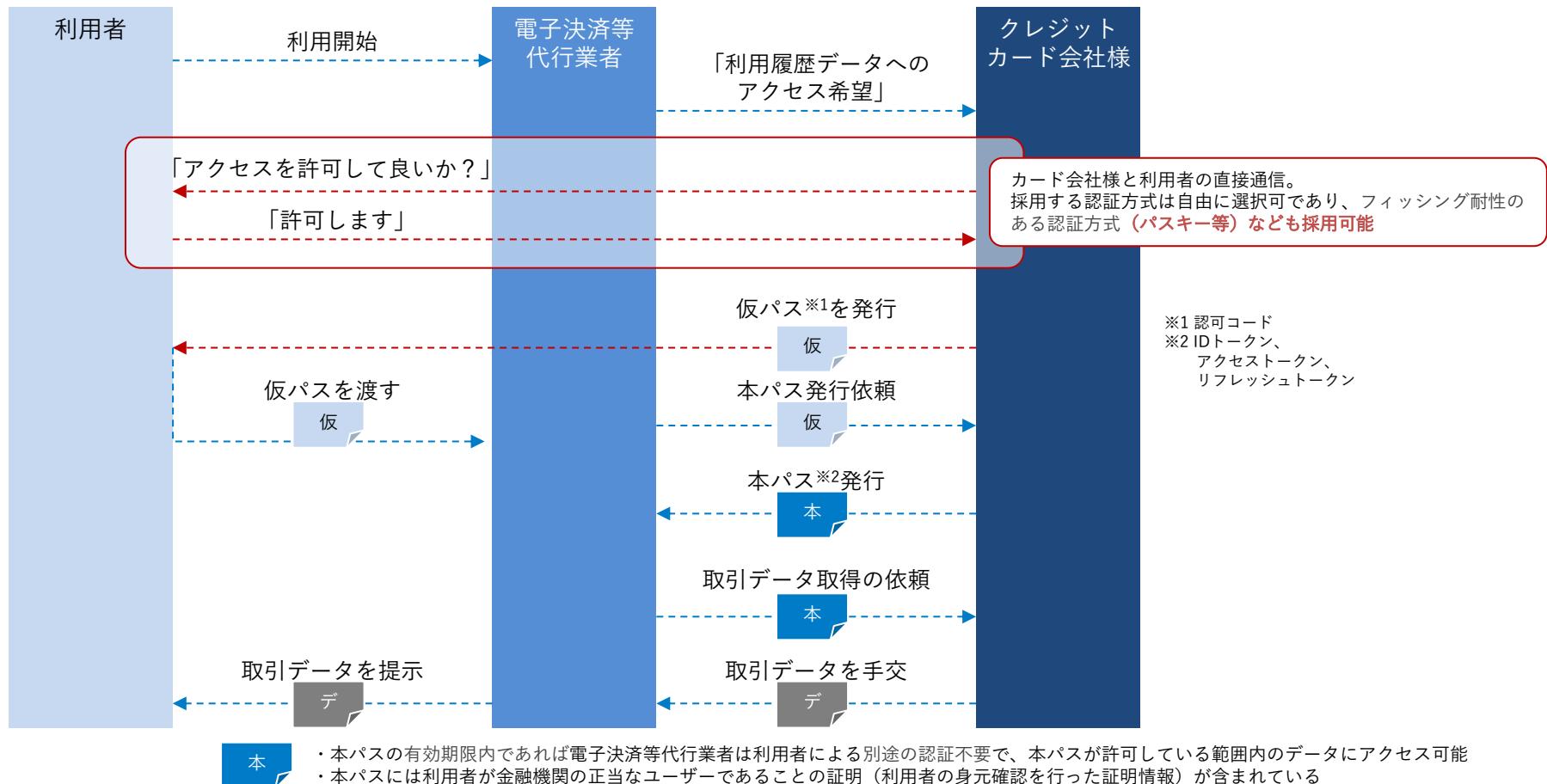
- パスキー認証導入等によるスクレイピングの技術的限界が現れつつある
  - ワンタイムパスワード認証／FIDO認証／パスキー認証等、認証の高度化に伴いID/パスワードを預かるだけのスクレイピングではアクセスが困難化
    - 例えばパスキーではユーザーの利用端末を最初に認証。代理である電代業者のサーバーは異なる端末であることから最初からアクセスできない
  - アプリのみでサービスを提供する（いわゆる「ウェブ画面」が無い）事業者にはアクセス困難
  - ウェブ描画技術の高度化（内部通信等）により、HTML文から数字を読み取ることが困難化

⇒これまで行えていた接続が困難となり、クレジットカード会社様などでAPI化が行われていない金融機関はデータ連携が行えなくなる見通し



- カード会社様が利用者認証にフィッシング耐性のある認証方式 (パスキー等) を採用した場合でも、**APIであれば安全な連携が可能** (下図参照)

参考: セキュリティプロファイルOIDC (Open ID Connect) を利用した際のAPI連携時の認証認可シークエンス

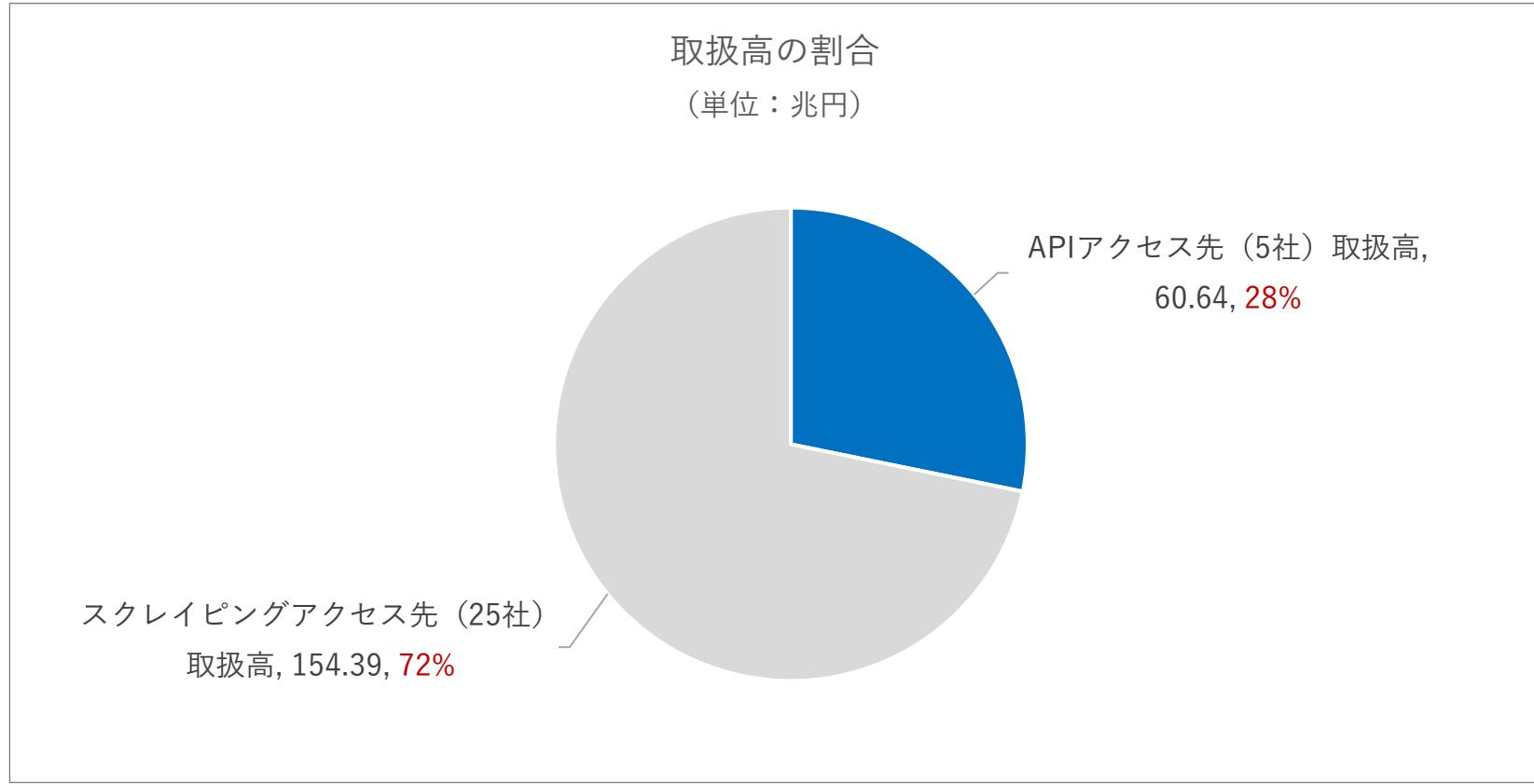


### 3. APIの現在の対応状況

# APIの対応状況 (API接続の状況)

21

- 電子決済等代行業A社がアクセスしている先のクレジットカード会社の例では以下のとおり
- A社からのアクセス口座数上位30社のうち、APIアクセスがあるのは5社 (取扱高で約28%)



(出所) 電子決済等代行業A社データより。

アクセス先はA社の連携口座数の多いクレジットカード会社から上位30社を抽出。なお「APIアクセス先」には認証のみAPI (データ取得はスクレイピング)によるアクセス先も含まれる

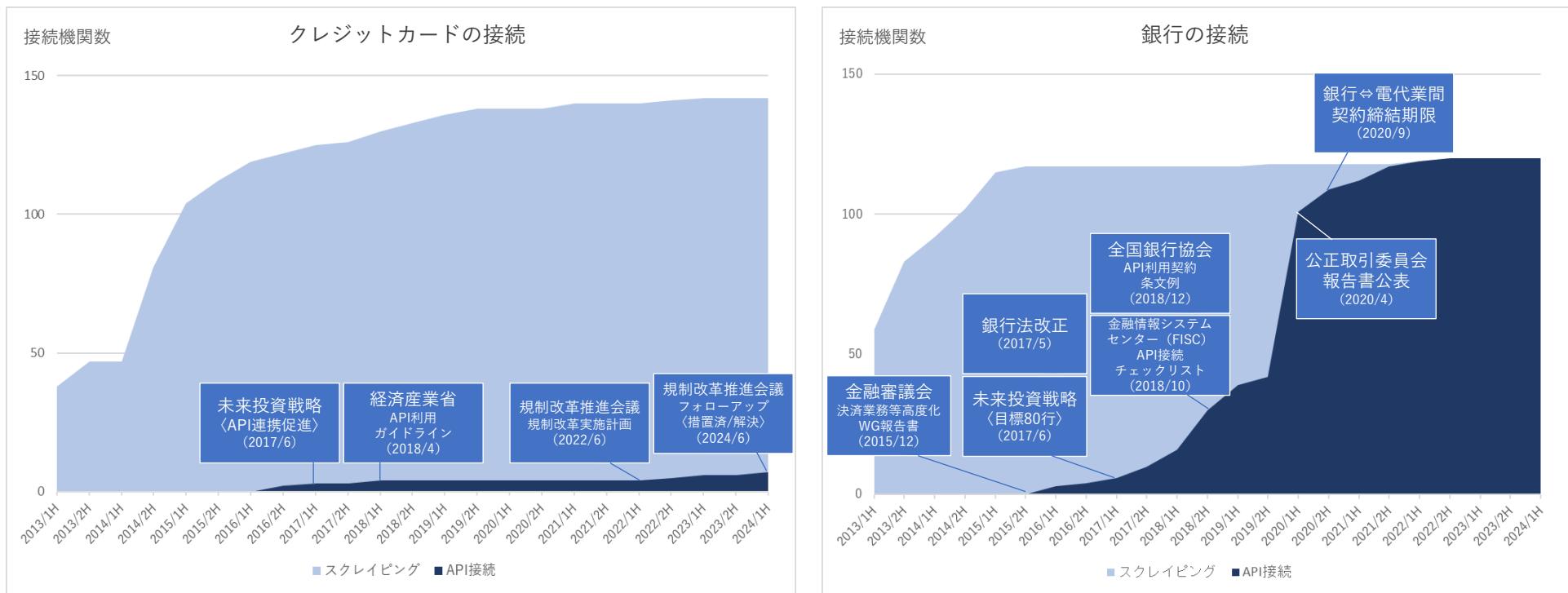
取扱高の数値は、株式会社富士山マガジンサービス 月刊『消費者信用』 2026年9月号掲載 「24年度クレジットカード取扱高ランキング (主要26社分)」に基づき、上記アクセス先に照合して作成。

※注: 本グラフの「アクセス先の取扱高」は、上記出典のランキングに掲載されているAPI接続のあるカード会社の取扱高の合計を「APIアクセス先取扱高」として算出、掲載企業の取扱高の合計からAPIアクセス先取扱高を控除した金額を「スクレイピングアクセス先取扱高」として、当協会にて独自に算出した推計値。

# APIの対応状況 (API接続の状況の推移)

22

- API接続の推移は以下のとおり (左: クレジットカード、右: 銀行 (参考))



(出所) 電子決済等代行業A社データより

〈デジタル行財政改革会議「データ利活用制度・システム検討会」第4回 資料7 P23より引用〉

- クレジットカードについては標準化に関する議論は2017～18年に実施済。一方で、明確な目標が置かれず、法的な義務化・努力義務化も行われてこなかった
- 「民民・業界団体間での調整」を、7年間あらゆる形で調整を試みたものの、法的な立て付けがなく契約締結が進展していない
- 結局はデータの価値に対して価格面で折り合わず、そのための投資決定もされないという状況が明白となっている認識

（参考）規制改革推進会議 第5回デジタルワーキンググループ（2021年11月30日）議事録  
〈クレジットカード、電子マネーに対するAPI開放を検討〉

- 牧島大臣 例えば、決済サービスを提供している大手事業者に対して、API連携に関する努力義務を課すなど、決済データの流通を促進するための方策、APIの整備に伴い生じるコスト負担については、データ流通の促進を妨げることのないよう、その在り方について迅速に検討していく必要等があると考えております（議事録p.3）
- 小林副大臣 いつまでに広がるのでしょうか。我が国、我々はそんなに遅くまで待っていられません。あと3年で広げられる、あるいは5年で広げられる、というのでしたら、お約束をいただいて待ちますし、それができないのでしたら、ハードローがいいのではないでしょうか（議事録p.33）
- 小林副大臣 菅原座長、申し訳ありませんが、私は、これではもう駄目だと思います。ハードローでないと進まないのだと思いました。（議事録p.35）

- 当協会所属企業の中でのAPI接続の状況は下記のとおり  
業界としての正確なデータは集計できていないが、
  - ・銀行については概ねAPI接続を行っているものと認識
  - ・クレジットカード会社様についてはAPI接続は少ないと認識

(第一種API会員17社中、8社がクレジットカードデータのスクレイピングを含む接続を行っているが、うちAPI利用はそのさらに一部)
- API整備に関するコスト（イニシャル、ランニング）について、**正確な推計は当協会では困難である**が、参考情報は下記
  - クレジットカード会社については**低成本**（約600万円）での整備事例がある（P25参照）
  - **米国**の調査結果でも**同様の傾向**（P26参照）
  - 一般的な**構築コスト低減**に向けた手法も存在（P27参照）
- コスト負担状況については下記
  - **【銀行】**銀行法で要請されているAPI利用契約締結の際に、利用料について電子決済等代行業者と**個別に協議**
    - 過大な利用料が請求される場合には優越的地位の濫用等に該当する場合がありうると認識  
- 上記は公正取引委員会報告書「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」による
  - **【クレジットカード】**法的な要請は特に無く、スクレイピングによる情報連携の場合は**接続の性質上、無償**での接続が許容される場合がほとんど
  - **【利用者】**API接続に必要な費用を電代業者ではなく**利用者に直接転嫁**できているケースは、**利用者の理解を得ることが困難**（P33参照）なことから現状見受けられない

# API構築コストの例

- **低コストでのAPI整備事例** (クレジットカード会社B社様の実例) は下記

企業規模	<ul style="list-style-type: none"><li>取扱高：1兆円程度の企業様</li></ul>
前提	<ul style="list-style-type: none"><li>クレジットカードの参照系（データ取得等）のみを想定。更新系は考慮外</li><li>APIシステム（リフレッシュトークン、残高照会、取引明細照会等。認証機能は除く）を構築</li></ul>
コスト・詳細	<ul style="list-style-type: none"><li>構築の総コストは<u>約600万円未満</u></li><li><u>維持コスト</u>は情報提供系業務の一環と見なし、<u>個別管理は実施せず</u></li><li>ユーザー（カードホルダー）向けの情報提供系（請求系）にAPIを構築</li><li>上記はカード向けセキュリティ基準であるPCI DSS※の対象外の領域 →PAN取扱時のセキュリティ対応が不要のため、構築コストの低廉化が可能</li><li>内製では無く、外部ベンダーに依頼して構築 →外部ベンダー利用時は内製より高価になる傾向があるが、この費用に収まっている</li></ul>
API構築の狙い	<ul style="list-style-type: none"><li>会員サービスの強化／新規会員の獲得／ユーザーのアクティビ化</li></ul>

※ PCI DSS: Payment Card Industry Data Security Standardの略  
いわゆる国際ブランドが共同で策定しているセキュリティ要件

- 米国の消費者金融保護局による調査結果でも **同様の傾向**

金融機関の規模	金融機関の種類	内製の場合		外部ベンダー依存の場合
		構築コスト	維持コスト	構築・維持コスト
大規模	銀行等 (預金取扱機関)	0.25ドル(38円)～8ドル(1,200円)／口座・年 200万ドル(3億円)～4,700万ドル(70億円)／年		〈おそらくベンダー非依存〉
中規模		5ドル(750円)／口座・年 →50万ドル(7,500万円)／年〈10万口座と仮定した場合〉		～24ドル(3,600円)／口座・年
小規模	銀行等 (預金取扱機関) <b>カードイシュア等 (非預金取扱機関)</b>	24.7万ドル(3,700万円)～49.4万ドル(7,400万円) 4.6万ドル(700万円)：カードイシュア等の場合	6.8万ドル(1,000万円)／年～ 11.5万ドル(1,730万円)／年	

【補足】

- ・1ドル＝約150円で換算
- ・米国規則のため、基本的には参照系APIに係るコストの想定
- ・銀行等が内製する場合の構築コストと維持コストは分けて示されていない（構築コストが維持コストに含まれる形）
- ・銀行等が内製する場合、API整備コストがインターネットバンキング機能全般の整備コストに占める割合は2.3%
- ・カードイシュア等のAPI整備コストは、システム統合の必要性が低くレガシーシステムも少ないため、コストは（銀行等に比して）低くなると予想
- ・小規模金融機関の内製時の維持コストは、継続的な人件費(4.8万ドル／年～9.5万ドル／年)に技術コスト2万ドル／年を加算して計算
- ・大規模になるほど1口座当たりのコストは遞減するとしている
- ・中規模～小規模機関は対応期限が遅いため、それまでの間の競争により更にコストが遞減するとしている

(出所) 米国消費者金融保護局「Required Rulemaking on Personal Financial Data Rights (P453以降)」より

<https://www.consumerfinance.gov/rules-policy/final-rules/required-rulemaking-on-personal-financial-data-rights/>

- コストの低減手法として**参照系に限る (PCI DSS※対象外)**、**24/365対応不要**などの対応が可能と思料

※ PCI DSS: Payment Card Industry Data Security Standardの略  
いわゆる国際ブランドが共同で策定しているセキュリティ要件

- 参照系（データ取得等）のみのAPIを想定する
- カードホルダー向けの情報提供系（請求系） = **PCI DSSの対象外の領域**、又はそのコピー環境にAPIを構築し、セキュリティ対応やシステムの作り込みの負荷を軽減する
- **24/365対応を望まない**（一定のダウントIMEがあることを前提とする）
- 電子決済等代行事業者協会による**標準的なAPI仕様**※作成への協力により、ベンダーが個別に仕様を作成することによる、（社会的に）重複的な負荷を軽減する

※米国や英国で定められているオープンバンキングのAPI標準仕様にあるカード関連情報の電文標準を転用し、**標準仕様の案を検討中** (P47、P48)

- 内製が望ましいが、外部ベンダーを利用することも可（内部APIを外部化するサービスを利用するなど）

## 4. API推進上の課題/ 課題への民間の取組/ 取組の上で残存している課題

- APIを普及させていくための課題としては、以下があると思料

## ①費用負担の在り方を全体で考える視点 (P30～P34参照)

- ・全体で考える視点、特に消費者の視点を含めた検討が必要
- ・グローバルでも家計簿サービスは維持に苦労し一部サービスは終了  
→自分のデータの取得に対する消費者の支払意向はほぼない
- ・公正取引委員会報告書では消費者が支払許容可能な金額は6割で「0円」
- ・「データポータビリティ権」「データへのアクセス権」の考え方がある

## ②API構築の促進枠組 (P35～P36参照)

- ・API構築の義務化や政府目標の設定による促進枠組が必要
- ・主要先進国では試行錯誤を経て、法制による促進策を採用

## ③トラストの枠組構築 (P37～P45参照)

- ・過度に契約に依存しない形が必要
- ・海外では契約以外の方法によりトラスト（信頼性）の枠組を構築する場合が多い
- ・仮に契約に依る場合でも、事務負担の軽減に向けた工夫が求められる
- ・利用者保護観点では過去に集中的な議論を実施。重層的な利用者保護を銀行法では確保・企図

## ④API標準化 (P46～P50参照)

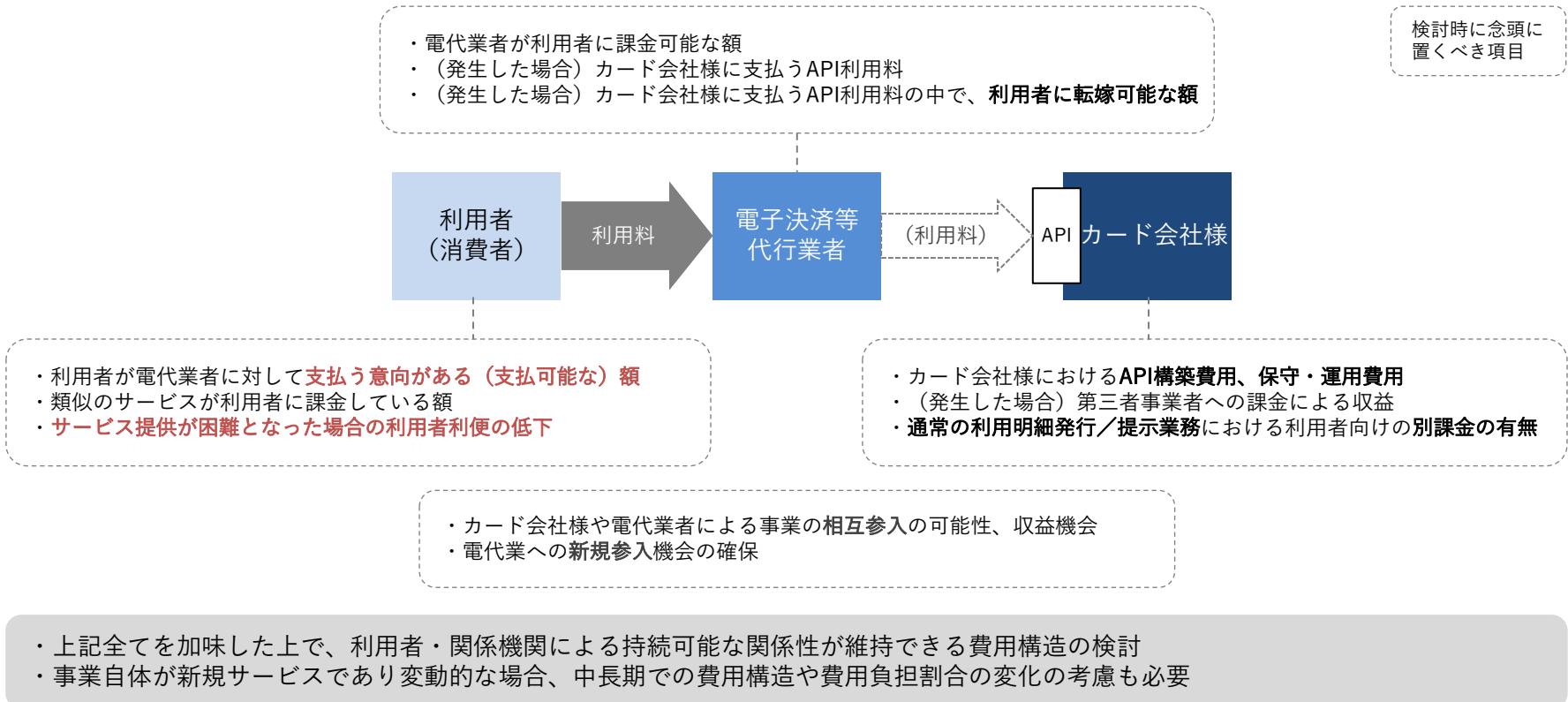
- ・国全体でのコスト削減、重複投資回避、新規参入促進のためにもAPI標準化が必要
- ・日本の電文仕様標準は実際には各社の差異が生じ得る形式
- ・特に「セキュリティプロファイル」は標準化が容易であり、他業態にも敷衍可能
- ・API化に着手する段階での標準化が最適

## 4. API推進上の課題

- ①費用負担の在り方を全体で考える視点

- 費用負担の在り方については、全体で考える視点、特に消費者の視点を含めた検討が必要

○API連携時の関係機関のコスト構造や事業構造、利用者の支払意向や利便性確保を念頭に置いた検討が必要



# API普及上の課題① 費用負担の在り方の検討

32

## (補足) 個人資産管理 (PFM) サービス※1の概況

### ● グローバルでもサービス維持に苦労し一部サービスは終了。消費者の支払可能な額は大きくはない

- 無料プランのみを提供している企業では、他の収益源（ローン等あっせん）が確保されている場合が多い
- 有料プラン単体で収益性を追求するサービスは1,500円～2,000円/月の料金プランが多いが、ユーザー数の拡大は見込みにくい状況
- 有料／無料プランが並存する場合、無料プランでは接続先金融機関数に制限がある場合が多いと考えられる

国	サービスイン	サービス名称	運営会社	公表ユーザー数※2	主な収益源	無料プラン	有料プラン	有料プラン概要	出典
米国	2007	Credit Karma	Intuit Inc.	1億3000万人超	ローン等金融商品のあっせん (家計簿アプリ Mintを買収 →後にCredit Karmaで代替、Mintはサービス終了)	○	×	—	(Credit Karma)
	2020	Quicken Simplifi	Quicken Inc.	2000万人超	有料プラン契約者の利用料 (元はIntuitのサービス→スピンアウト)	×	○	月額\$5.99	(Quicken)
	2011	Empower Personal Dashboard	Empower Personal Wealth, LLC	1900万人超	自社の運営する年金事業や資産運用アドバイザリー、ロボアドバイザリー事業等との相互連携 (PFMのPersonal Capitalを買収)	○	×	—	(Empower)
	2015	Rocket Money	Rocket Money, Inc.	500万人超	有料プラン契約者の利用料、ローン等金融商品のあっせん	○	○	月額\$6.00	(Rocket Money)
	2019	Cleo	Cleo AI Inc.	400万人超	パートナー行によるクレジットカード、貯蓄口座の提供	○	×	—	(Cleo)
	2015	PocketGuard	PocketGuard Inc.	100万人超	有料プラン契約者の利用料、ツールのホワイトラベル提供	○	○	月額\$12.99 (無制限接続)	(PocketGuard)
	2015	YNAB	You Need A Budget LLC	非公表	有料プラン契約者の利用料、雇用主向けプランの提供	×	○	月額\$14.99	(YNAB)
	2018	Monarch	Monarch Money, Inc.	非公表	有料プラン契約者の利用料	×	○	月額\$14.99 (無制限接続)	(Monarch)
英国	2018	Emma	Emma Technologies Ltd.	200万人超	有料プラン提供、パートナー企業による投資口座やローンの提供、雇用主向けプランの提供	○	○	月額£4.99、 £9.99 (無制限接続)	(Emma)
	2020	Snoop	Usnoop Limited	50万人超	有料プラン提供、貯蓄口座の提供、借り換えローン等金融商品のあっせん	○	○	月額£4.99 (無制限接続)	(Snoop)
チェコ	2017	Spendee	SPENDEE s.r.o.	300万人超	有料プラン契約者の利用料	○	○	月額\$1.99 \$5.99 (銀行接続可能)	(Spendee)
NZ	2012	PocketSmith	PocketSmith Ltd.	33.4万人超	有料プラン契約者の利用料	○	○	月額\$14.95	(PocketSmith)
豪州	2015	Frollo Money Manager	Frollo Australia Pty Ltd	14.5万人超	同社の事業者向け製品との関連付け	○	×	—	(Frollo)
日本	2012	マネーフォワード ME	マネーフォワード HOME	1750万人	有料プラン契約者の利用料	○	○	月額540円 (無制限接続)	(マネーフォワード)

※1 現在運営中のサービスに限定

※2 公表ユーザー数には本社所在国以外の国・地域のユーザーが含まれる場合がある。アプリダウンロード数等

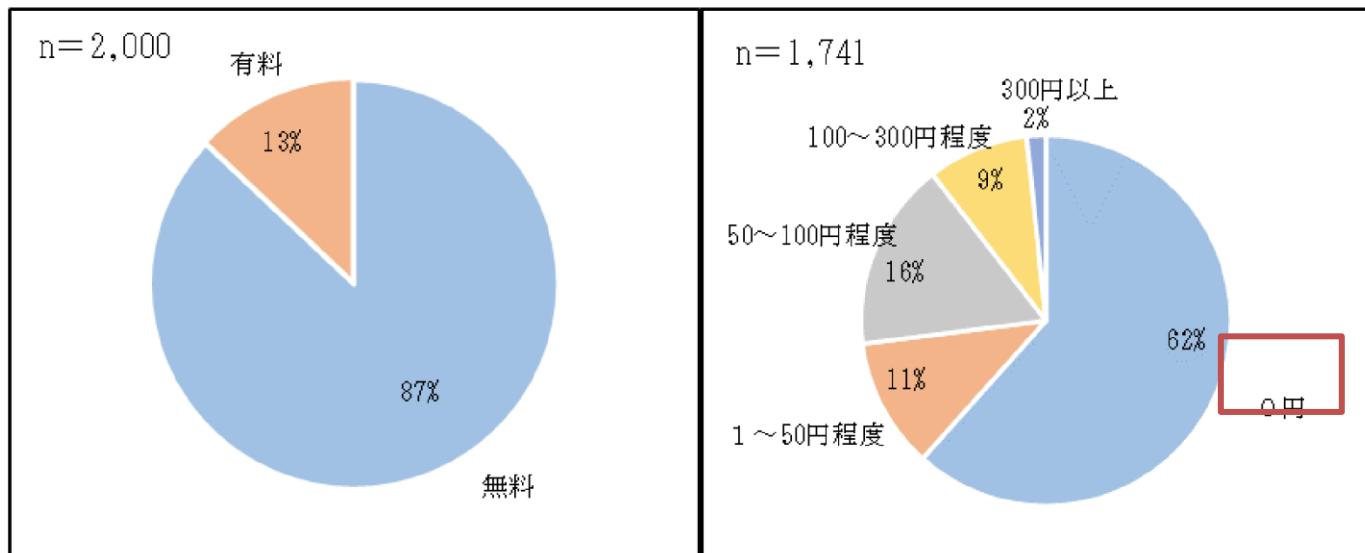
公表ユーザー数には家計簿機能以外の利用者（データプラットフォームの利用者、法人向けサービスの利用企業等）が含まれる場合がある

## (補足) 公正取引委員会報告書

- 標記報告書において、サービス対価として支払が許容可能な金額は**6割が「0円」**とのアンケート調査結果

図表2 無料又は有料プランのどちらを利用しているか（左）

図表3 （無料会員向け）現在と同様のサービス内容を利用できる場合に支払ってもよいと考える月額利用料（右）



(出所) 公正取引委員会報告書「家計簿サービス等に関する実態調査報告書」より

## (補足) データに対する権利の考え方

- 個人起点でデータへの権利を考える法令（個人情報保護法、海外法制におけるデータポータビリティ／データアクセス権）や事例（消費者委員会での議論等）が増加

国	分類	該当条文等（仮訳）	法令等名称
海外法制	本文に「権利」記載	<b>第20条 データポータビリティ権利</b> 1. データ主体は、以下の場合においては、自己が管理者に対して提供した自己と関係する個人データを、構造化され、一般的に利用され機械可読性のある形式で受け取る権利をもち、また、その個人データの提供を受けた管理者から妨げられることなく、別の管理者に対し、それらの個人データを移行する権利を有する。	<a href="#">一般データ保護規則</a>
		<b>第3章 保有者の権利</b> 第18条 個人データの保有者は、いつでも要求に応じて、管理者から処理されたデータを取得する権利を有します。 V - 国家当局の規制には従いつつ、商業上および産業上の機密を遵守し、明示的な要求に応じて、別のサービスまたは製品プロバイダーへのデータのポータビリティ	<a href="#">一般個人データ保護法</a>
		<b>第4条（データ主体の権利）</b> データ主体は、自己の個人情報の処理に関して以下の権利を有する： 3.個人情報が処理されているかどうかを確認し、当該個人情報へのアクセス及び送信を要求する権利	<a href="#">個人情報保護法</a>
	条文/章タイトルに「権利」記載	<b>1033条 情報にアクセスする消費者の権利</b> (a) 一般 -消費者が対象者から入手した消費者金融商品またはサービスに関して、対象者が管理または保有している情報（取引、一連の取引、または費用、料金、利用データを含む口座に関する情報を含む）を、対象者は、同局が定める規則に従い、要求に応じて消費者に提供しなければならない。	<a href="#">ドッド・フランク法</a>
		<b>パートIVD-消費者データの権利</b> 56AA条 本編の目的: (a) オーストラリア経済の特定分野の消費者が、その分野の自分自身に関する情報を安全、効率的、便利に開示することを要求可能とすること： (ii) プライバシーの保護措置に従った利用のために認定された者へ。	<a href="#">2010年競争・消費者法</a>
		<b>概説</b> 本法案の目的は、事業（ビジネス）間における顧客と製品データへのアクセス拡大と共有を可能にする経済全体の枠組みを確立することである。これは一般的に「消費者データの権利」と呼ばれている。	<a href="#">顧客・プロダクトデータ法案</a>

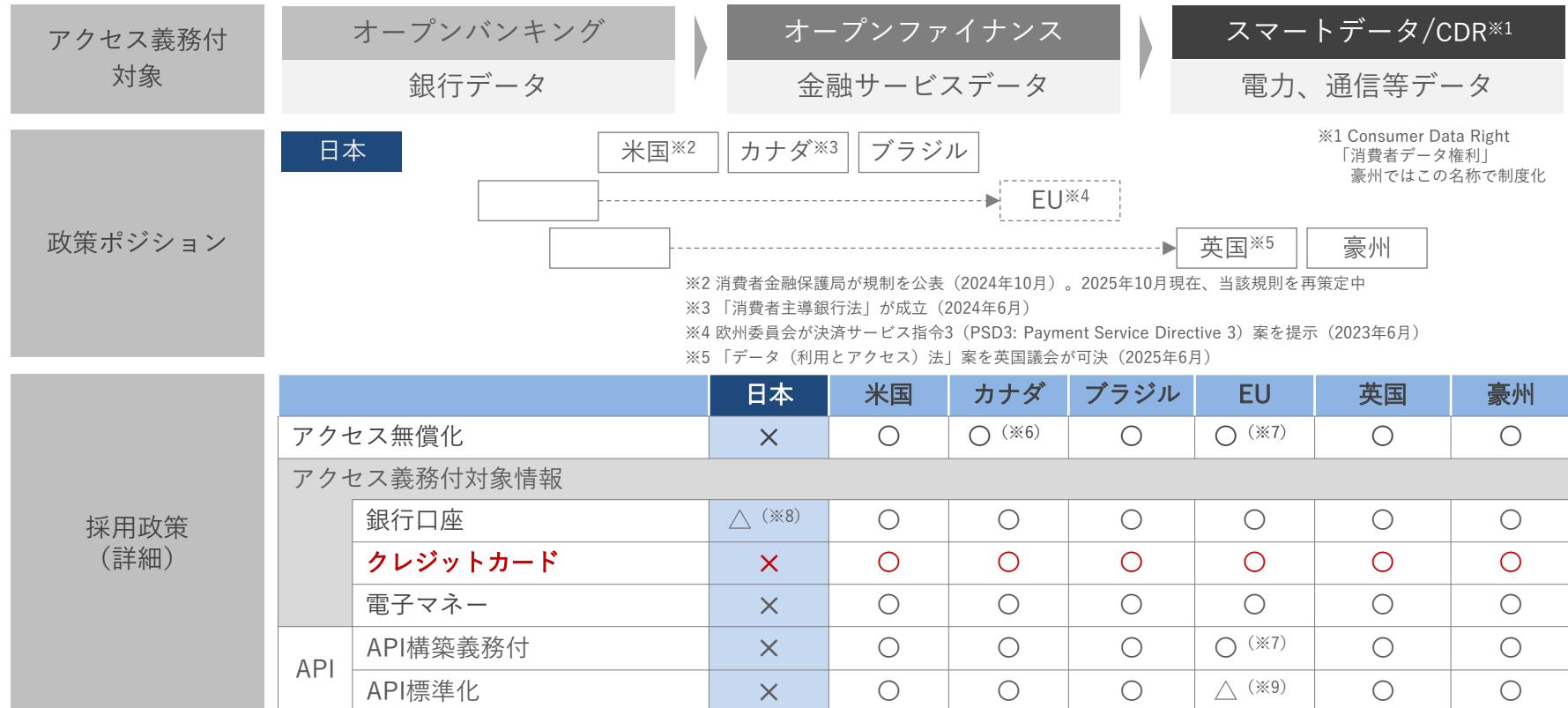
(出所) 各国資料より当協会作成

消費者委員会  
意見<sup>※1</sup>決済制度の安全性の確保に向けて、デジタル技術を活用することも考えられる。関係行政機関は、**消費者の金融・決済関連データのアクセス権**の明確化に関する法整備等こうした技術が普及促進されるよう検討することも重要である専門調査会<sup>※2</sup>  
報告書消費者自身によるパーソナルデータの**コントロール権**ないし**コントローラビリティ**を一つの論点として検討していくべきとの指摘があ

## 4. API推進上の課題

### ② API構築促進の枠組

- API構築の**義務化**や**政府目標の設定**による促進枠組が必要
- 主要先進国では試行錯誤を経て、**法制による促進策**を採用



※6 「消費者主導銀行法」には規定が無く、助言委員会の報告書に「消費者承認下での対象データの「無料」共有」として記載

※7 年金・保険等へのアクセスでは①有償も認められ、②API設置も必ずしも義務ではない。

※8 アクセスは努力義務。都市銀行・地方銀行・第二地方銀行はほぼ全てAPIによるアクセスは可能となっている

※9 決済についてはAPI標準化を断念

(出所) 各種資料より作成

## 4. API推進上の課題

### ③ トラストの枠組構築

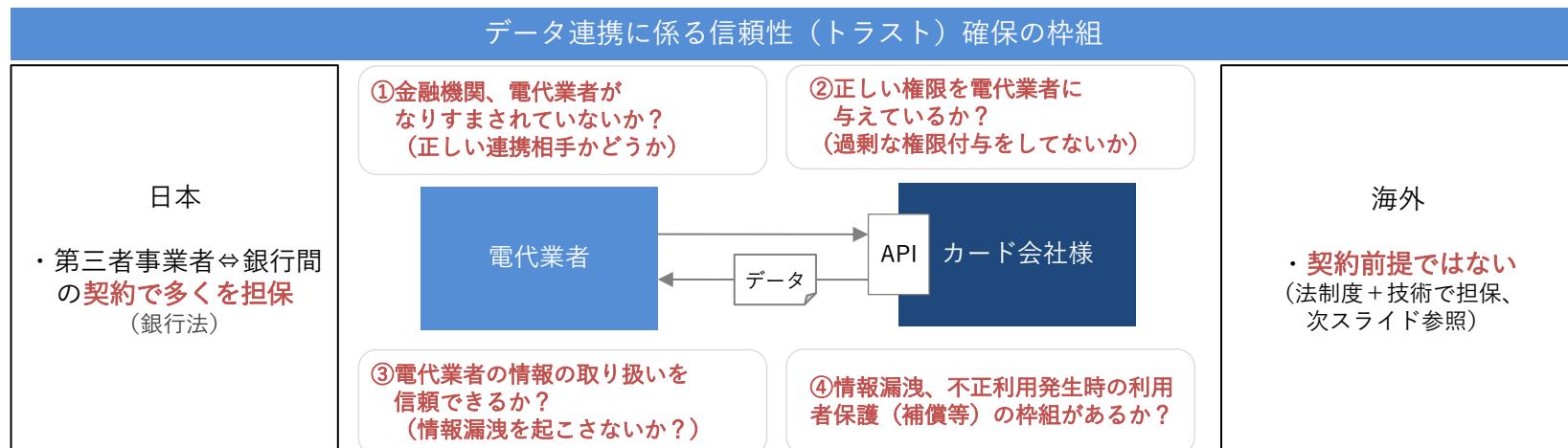
- データの扱いなどの「トラスト（信頼性）」確保の枠組構築について、過度に契約に依存しない形が必要

○電代業者と金融機関が連携して利用者にサービスを提供する場合、両者間の責任分解や利用者への補償等について信頼性を確保する何らかの枠組が必要

○改正銀行法では銀行と電子決済等代行業者の間での契約締結を義務付けており（銀行法第52条の61の10条）、**当該契約が信頼性担保の基礎**となっている

○上記契約に関連して、全国銀行協会が「銀行法に基づくAPI利用契約の条文例」を公表している。ただし、実際には細かな修正が各銀行・各電子決済等代行業者で発生しており、関係者全体の事務負担を増加させている

○他方、**海外**では法令や技術的措置により、**契約前提ではない形**で信頼性の担保を行っている例が多く見受けられる（次スライド参照）。また、例外的に契約が必要な場合でも、契約の一元化を行うことで関係者の負担を減らす工夫も図られている



- 海外では**契約以外の方法**によりト拉斯ト（信頼性）の枠組を構築する場合が多い

	契約締結義務 (銀行法) は日本のみ	日本	米国	カナダ	ブラジル	EU	英国	豪州
第三者事業者 ⇄ データ提供者間での契約締結義務①②③④	○※1-1	×	×	×	×	×	×	×
第三者事業者の認可・登録等の制度③	○※1-2	×	○※3-2	○※4-2	○※5-2	○※6-2	○※7-2	
第三者事業者等への証明書付与制度①	×	○※2-1	×	○※4-3	○※5-3	○※6-3	○※7-3	
各種対策の義務付け								
セキュリティプロファイル (Open ID Connect/FAPI等)への準拠②								
データ提供者	×	○※2-2	○※3-4	○※4-4	×	○※6-4	○※7-4	
第三者事業者	×	×	△※3-4	○※4-4	×	×	○※7-4	
情報漏洩、不正利用発生時への対策								
第三者事業者情報漏洩、不正利用への対策義務③④	△※1-3	○※2-3	○※3-5	△※4-5	△※5-4	△※6-5	○※7-5	
第三者事業者 ⇄ データ提供者間での責任分界点の明確化④	△※1-4	△※2-4	○※3-6	△※4-1	○※5-5	○※6-6	○※7-6	
第三者事業者の保険加入義務 (注) ④	×	×	△※3-7	×	○※5-6	○※6-7	○※7-7	

※1-1 [銀行法](#)第52条の61の10で規定

※1-2 [銀行法](#)第52条の61の2で規定

※1-3 API接続チェックリスト（全国銀行協会策定）、自主規制規則（電子決済等代行事業者協会策定）の自主的な活用

※1-4 契約において決定

※2-1 FDXが証明書を付与すると目される

※2-2 [制定規則](#)§1033.311(b)により開発者IFのコンセンサス標準（FDXが策定予定）への準拠を求めている

※2-3 情報漏洩対策をデータ提供者には[グラム・リーチ・フライリー法](#)501条/505条(a)で、第三者事業者にはFTC（連邦取引委員会）[制定規則](#)で求めている。

※2-4 第三者管理義務の範囲でデータ提供者が賠償責任を負う（[省庁ガイド](#)）

※3-1 法定関係を別途設定する予定。これにより接続にあたって契約は前提とされない（財務省[経済声明](#)より）

※3-2 金融消費者庁が認定を行う見込み（[経済声明](#)より）

※3-3 2025年2月時点では証明書付与制度は確認できない

※3-4 準拠テストについては[ワーキンググループ](#)で議論中

※3-5 セキュリティ要件を今後設定（[経済声明](#)より）

※3-6 法定関係を別途設定する予定。データ移動先の第三者事業者が漏洩等発生時の責任を負う（財務省[経済声明](#)より）

※3-7 保険加入義務については[ワーキンググループ](#)で議論中

※4-1 自発的参加者に対しては、登録事業者との契約が可能であり、左記契約内には責任の記載が必須（中央銀行[規則](#)第38条より）。参考系では個人情報保護法（[43条](#)）に基づく責任分担を規定。

※4-2 中央銀行への登録が必要（[規則](#)第7条）

※4-3 ICP-Brazilで4つの認証局を指定し、当該認証局から証明書が付与される（[解説サイト](#)）

※4-4 関連団体OpenFinanceがOIDFの[認定取得を要請](#)。データ提供者側にはFAPIへの準拠を求めている（データ受領者側には別基準を適用）。

※4-5 [一般個人データ保護法](#)による一般的な個人情報保護、賠償責任はある（オープンバンキング[FAQ](#)では特に言及無し）

※5-1 [決済サービス規則案](#)の34条1項で接続が契約に依存してはならないと規定

※5-2 [決済サービス指令3案](#)の3条1項及び36条1項

※5-3 [規制技術標準](#)34条でeIDASに基づく証明書の利用をTPPに対して義務付け

※5-4 欧州銀行監督局の認可時の[ガイドライン](#)の3.1の1.で比例性の原則に従うセキュリティ対策が求められている。

※5-5 [決済サービス規則案](#)76条でPISPとASPSP間の責任分担原則を規定。[金融データアクセス規則案](#)10条1項(i)ではスキーム内の契約で定められる

※5-6 [決済サービス指令3案](#)の3条4項及び36条4項

※6-1 [決済サービス規則](#)69条(2)(d)及び70条(2)(c)で契約を明示的に禁止

※6-2 [決済サービス規則](#)21条で規定

※6-3 OBLが証明書を付与（OBLサイトの[解説](#)より）

※6-4 [競争・市場庁命令2017](#)の第10.2.3で規定

※6-5 欧州の認可時の[ガイドライン](#)を踏襲していると考えられる

※6-6 [決済サービス規則](#)93条で規定（EUの規定とほぼ同内容）

※6-7 [決済サービス規則](#)6条(7)(e)、(f)で規定

※7-1 [消費者データ権利ガイド](#)に契約不要を記載

※7-2 [競争・消費者法2010](#) PartIVD, Division1, 56AK条で規定

※7-3 競争・消費者委員会から民間企業のDigiCert社が指定され証明書を発行する認証局となっている（[CDRのサイト](#)）

※7-4 事業者認定を受ける過程で準拠確認が行われる（[参考サイト](#)）

※7-5 [消費者データ規則](#)付録2で詳述

※7-6 [競争・消費者法2010](#) PartIVD, Division7, 56GC条で規定

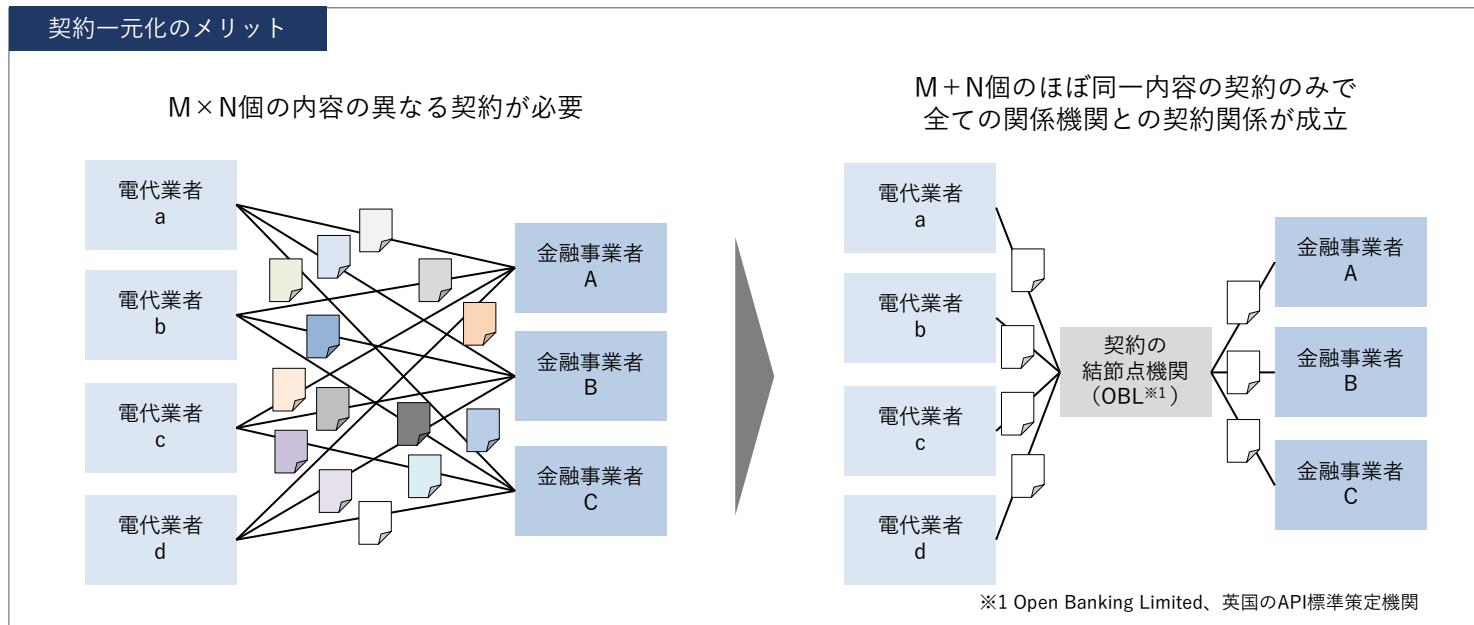
※7-7 [消費者データ規則](#) Subdivision5.2.3 5.12(2)(b)で規定

注 : indemnity insurance (専門業務賠償保険)

- 仮に契約に依る場合でも、接続事業者及びクレジットカード会社双方の事務負担の軽減に向けた工夫が求められる

○英国では変額定期支払※に関して、第三者事業者と金融機関の間での契約の締結が容認されているが、左記契約を  $M \times N$  で締結する事務負担の軽減のため、標準化団体（OBL）を結節点とした一元化した契約を想定している

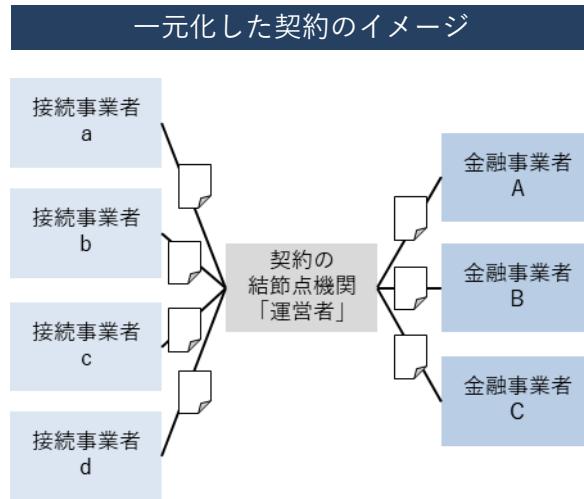
※VRP: Variable Recurring Payment、日本の口座振替に相当するサービス



○契約の一元化により、業界全体で一定のコンプライアンス水準を確保することも可能となる（細かな条文の差異による品質低下を回避できる）

○当協会では英国の事例を参考に、一元化した契約条文の案を作成中（次スライド）

- 電子決済等代行事業者協会にて検討中の一元化した契約条文案の背景、方向性は以下のとおり



- 本邦の一般社団法人全国銀行協会が公表する「銀行法に基づくAPI利用契約の条文例（初版）」（以下「銀行API利用契約」という。）では、API利用に関する契約は銀行と電子決済等代行事業者間で個別に定めることを前提に「双方の合意に基づき本条文例と異なる条項で合意することを妨げるものではない」と説明
- 一方、英国の商用変額定期支払（cVRP: Commercial Variable Recurring Payment）における取組みでは、関係当事者間の事務コストを低減する目的等から、多数当事者間の契約として一元化を推進
- 英国の商用変額定期支払における各契約書雛形である「[規則集（cVRP-Rulebook-v1.0）](#)」、「[多者間合意書別紙（MLA schedule1.0）](#)」、及び「[参加合意書（cVRP-Participation-Agreement）](#)」のうち「[規則集](#)」をベースとしながら、銀行API利用契約をも斟酌し、それぞれのコンセプトも可能な限り残す
- 英国の商用変額定期支払における取組みの大きな特徴として、OBL（英国のAPI標準化団体）が「運営者」を担うこと前提としている点がある。本邦では、少なくとも現時点では「運営者」として想定される機関・団体は必ずしも存在しないため、仮に本邦でも「運営者」の存在を前提とした場合には、業界横断的な取組みの他、場合によっては立法等の対応も別途必要になり得るもの、条文案では、一旦このような「運営者」の存在を仮置きして案を策定
- クレジットカードを含め、オープンファイナンスの取組みにおいて用いることを想定しており、電子決済等代行事業に関する現行の銀行法に基づく規制を含め、必ずしも具体的な各業法の適用を前提とするものではない

○個別の契約書を業態ごと・個社ごとに作成・交渉することによる事務手続きの煩雑さやコストの増加を回避し、将来的・中長期的な課題の解決に向け、各業態のステークホルダーとコンセプトベースでの合意形成を試みるためのツールとしての用途を想定

- **利用者保護観点**について、過去の検討会における議論の状況は以下のとおり (経済産業省)

経済産業省「クレジットカードデータ利用に関するAPI連携に関する検討会」での消費者保護に関する意見

- 消費者に、自分が誰にアクセスしていて、どういう経路でデータが取られているのか、分かってもらう必要がある。何か問題があったとき**責任問題**も生じてくるので、**利用者保護**についてもガイドに盛り込めたらよい (第1回)
- 今見えているサービスやリスクだけではなく、**今後生じうるリスクや利用者保護**についての論点も必要 (第1回)
- 報告書の中にいつも**消費者の啓発**について、実際に進むよう、クレジット業界、FinTech 業界、経産省としてどのように取り組んでいくのかということを今後検討していくべき (第3回)
- セキュリティ対策のリスク及び**利用者保護のリスク**について、**体系的な整理**が望まれる (第6回)
- 利用者保護の**ユーザーへの説明義務**については、事業者の多様性やユーザー対象セグメントの特性に配慮のうえ、ミニマムスタンダードを原則として記載する必要があると考える (第7回)
- 事業的な振興だけでなく、教育、**利用者保護**なども大切。各所の連携、関連性を示していくと良い (第8回)

## クレジットカードデータ利用に係るAPI連携に関する検討会（キャッシュレス検討会）

平成29年3月31日	第1回	① 議事要旨	④ 配布資料
平成29年4月28日	第2回	② 議事要旨	④ 配布資料
平成29年6月2日	第3回	③ 議事要旨	④ 配布資料
平成29年6月22日	第4回	④ 議事要旨	④ 配布資料
平成29年11月8日	第5回	⑤ 議事要旨	④ 配布資料
平成29年11月20日	第6回	⑥ 議事要旨	④ 配布資料
平成29年12月11日	第7回	⑦ 議事要旨	④ 配布資料
平成30年1月23日	第8回	⑧ 議事要旨	④ 配布資料
平成30年2月8日	第9回	⑨ 議事要旨	④ 配布資料
平成30年3月16日	第10回	⑩ 議事要旨	④ 配布資料
平成30年4月11日	⑪ 報告書	⑪ 報告書（キャッシュレス・ビジョン）	

2017/3～2018/4に開催

[https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11223892/www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/mono\\_info\\_service.html#credit\\_carddata](https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11223892/www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/mono_info_service.html#credit_carddata)

- 利用者保護観点について、過去の検討会における議論の状況は以下のとおり (全国銀行協会)

## 全国銀行協会「オープンAPIのあり方に関する検討会」での消費者保護に関する意見

- セキュリティ原則は勿論のこと、利用者保護原則における責任の所在等については非常に重要な論点であると考えている (第1回)
- どういうことが、どういう原因で発生し、それは誰の責任で発生するのか、また、それを誰がどう対処してくれるのかといったところについては、今後、利用者保護のあり方を検討していく中で整理していく必要があると思う (第2回)
- FinTech の API では、従来であれば、顧客と銀行だけの二者関係であったものの間に、様々な別のプレイヤーが入ってきて、それが三者関係、あるいは四者関係になり、関係が複雑化しがち。その場合において、リスクの責任分界をどうするかということが重要になってくると思う (第2回)

オープンAPIのあり方に関する検討会	
(2016年10月21日設置)	
金融機関・決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告 (2015年12月) の趣旨を踏まえ、わが国金融サービスの高度化、利用者利便性の向上等を実現するために、銀行分野におけるオープンAPIのあり方について、官民連携して検討を行う。	
議事要旨・資料等	
第11回 2018年12月26日	<a href="#">議事要旨</a>
第10回 2017年6月28日	<a href="#">議事要旨</a>
第9回 2017年2月27日	<a href="#">議事要旨</a> / <a href="#">添付資料</a>
第8回 2017年2月20日	<a href="#">議事要旨</a>
第7回 2017年2月8日	<a href="#">議事要旨</a>
第6回 2017年2月2日	<a href="#">議事要旨</a>
第5回 2016年12月21日	<a href="#">議事要旨</a> / <a href="#">添付資料</a>
第4回 2016年12月16日	<a href="#">議事要旨</a>
第3回 2016年12月8日	<a href="#">議事要旨</a>
第2回 2016年12月5日	<a href="#">議事要旨</a>
第1回 2016年11月2日	<a href="#">議事要旨</a>

●利用者に対して、銀行が責任を負うにせよ、FinTech 企業が責任を負うにせよ、相談窓口ははっきりさせようという考え方も評価されるべきと感じる (第3回)

●実際に発生し得るリスクについて、かなりしっかりと検討されていて、具体例も示しながら何が起こり得るのかということを想定されているので、消費者の立場からは安心した (第3回)

●特に FinTech では、適切な説明・表示を行ったとしても、利用者は全く読まないでクリックするということがあり得る。・・説明・表示を行ったとしても、問題は起こり得るだろうということをベースにして、事前、事後対策についてしっかりと検討しておく必要があり・・ (第3回)

●オープン API における利用者に対する補償内容・範囲については、インターネット・バンキングにおいて使われている申し合わせの表現を出発点に記述されており、比較的受け入れられやすいのではないか (第4回)

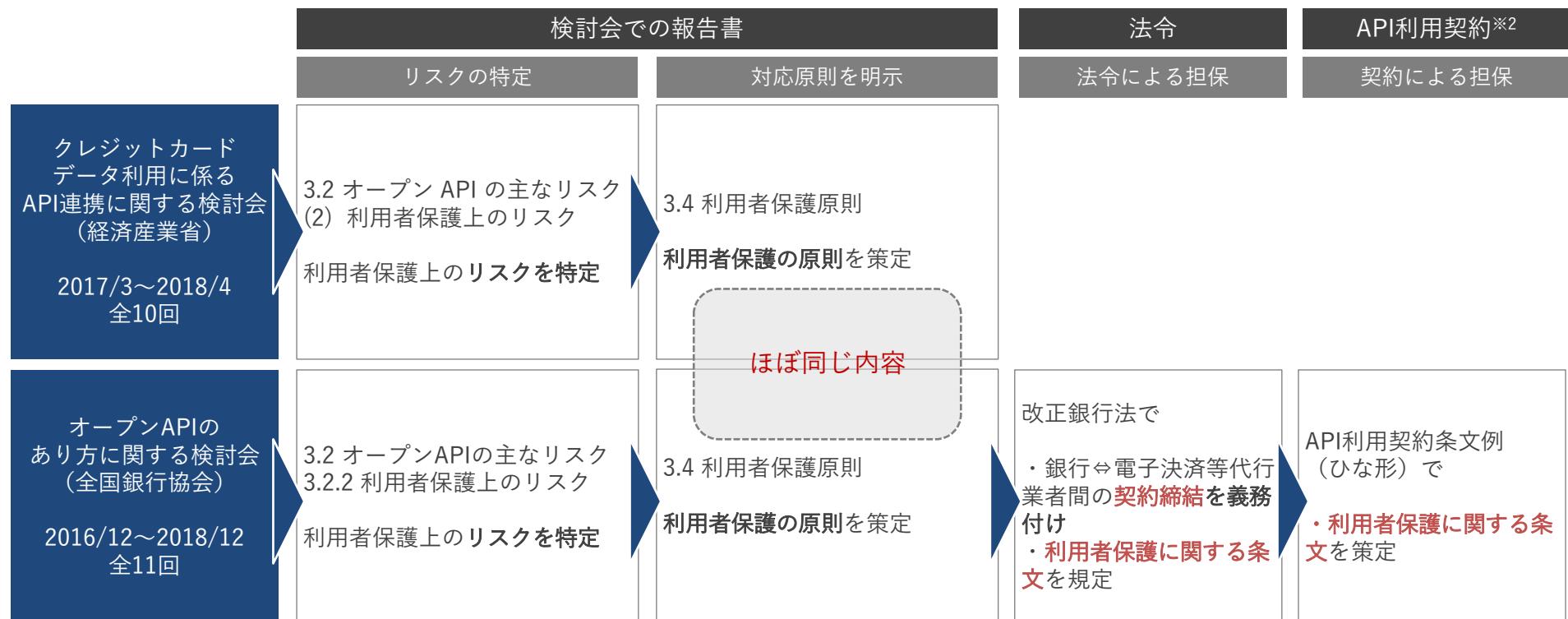
●私もスマホを日々使っているが、出てくる言葉にはカタカナが多く、全然意味が分からず、止まってそれ以上、操作しないということが多々ある (第5回)

2016/11～2018/12に開催

<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/council/openapi/>

- 利用者保護観点でのリスク特定の上、対応原則を明示。銀行に関しては法令及び契約によって**重層的な利用者保護**を図ることが確保・企図もされている。
- 銀行に対しては更新系（送金・振込等）業務も想定され、預金口座のセキュリティ対策については、**通常の商取引以上の消費者保護態勢**が求められていたこと※1が、電代業制度（法律・契約ひな形等）にも反映されている

※1 全国銀行協会ではインターネット・バンキングによる預金等の不正な払戻しが発生した際に、銀行無過失の場合でもユーザーに過失がないときは原則補償する旨の申し合わせ（「[預金等の不正な払戻しへの対応について](#)」）を公表している



※2 改正銀行法により銀行↔電子決済等代行業者間でAPI利用時に締結が義務付けられている契約。

なお、上記契約については2016年の金融審議会・金融制度ワーキンググループ報告書の記述「金融機関は（中略）業者との間で締結する契約において顧客に生じた損失の分担を定め、公表することとする」（上記報告書8頁参照）が考え方の起源にあると考えられる

# API普及上の課題③ トラストの枠組構築 (参考6: 利用者保護) 45

- 利用者保護上のリスク、利用者保護原則並びに法令及び契約における具体的な措置は以下のとおり

報告書		法令 (銀行法※3)	API利用契約条文例 (全国銀行協会)※4
出典	利用者保護上のリスク	利用者保護原則	
経済産業省 報告書※1	・責任の所在が不明確な場合、利用者に発生した損害に対する補償が十分に得られないリスク	<p>(5) 利用者に対する責任・補償</p> <p>i. 当事者間における事前の取決め</p> <p>・API関係者は、利用者に対して速やかな被害回復、補償等を図る観点から、不正アクセスや情報流出、不正利用、システム上の不具合等が発生した場合の対応窓口や、利用者に損害が生じた場合の補償方法（含む、その主体）、補償範囲について、予め取り決めておかなければならぬ。なお、利用者に対して双方とも責任を負わない等の利用者保護に著しく欠ける取決めは、行ってはならない。</p> <p>〈全国銀行協会報告書にもほぼ同様の記載〉</p>	<p>第五十二条の六十一の八 電子決済等代行業者は、・・・利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>三 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項</p> <p>第五十二条の六十一の十 電子決済等代行業者は、・・・銀行との間で、電子決済等代行業に係る契約を締結し、これに従つて当該銀行に係る電子決済等代行業を営まなければならない。</p> <p>2 前項の契約には、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 電子決済等代行業の業務（略）に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当該銀行と当該電子決済等代行業との賠償責任の分担に関する事項</p> <p>【第10条に利用者への補償を記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続事業者は利用規約に従い賠償又は補償。専ら銀行の責めに帰すべき理由の場合、上記を銀行に求償可能</li> <li>銀行が賠償又は補償した場合で、専ら接続事業者の責めに帰すべき理由がある場合には、銀行は接続事業者に求償可能</li> <li>責めに帰すべき先が不明確な場合は両者で誠実に協議</li> </ul>
	・利用者がサービス提供主体、提供内容等を十分に理解しないままサービスを利用するリスク	<p>(2) 説明・表示、同意取得</p> <p>i. 重要な情報の表示、同意取得</p> <p>API関係者は、利用者の判断・同意に必要な情報を単に提供・表示するに止まらず、わかりやすく画面表示とともに、誤認・誤解を招く表現を避け、また、利用者に重要な判断・同意を求めるものについては注意喚起プロセスを設けることや、利用者のシステム操作による同意を求ること等、利用者保護に十分配慮した表示方法、画面構成とすることに努めなければならない。</p> <p>〈全国銀行協会報告書にもほぼ同様の記載〉</p>	<p>第五十二条の六十一の八 電子決済等代行業者は、・・・利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>2 電子決済等代行業者は、・・・、内閣府令で定めるところにより、電子決済等代行業と銀行が営む業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供、・・・するための措置を講じなければならない。</p> <p>【第7条第2項に接続事業者の義務として誤認防止措置を記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続事業者による虚偽又は誤認のおそれのある表示、説明等の禁止</li> <li>利用者の保護のために必要な表示、説明等の義務</li> <li>上記に問題点がある場合、銀行は改善要求が可能</li> <li>緊急の場合は、銀行はAPI連携を上記要求の前にも停止可能</li> </ul>
全国銀行 協会報告書※2	c API接続先が利用者との緊急時の連絡方法を有しておらず、十分な顧客保護対応ができないリスク e トラブルが発生した場合に、利用者がどこに問い合わせたら良いかわからなくなるリスク	<p>i. 当事者間における事前の取決め</p> <p>・API関係者は、予め取り決めた、利用者に損害が発生した場合の対応窓口や問合せ方法について、ウェブサイト等において利用者が常時確認できるよう表示とともに、API接続先が利用者と利用契約を締結する際にわかりやすく画面表示する等により、利用者が十分認識できるよう努めなければならない。</p> <p>〈経済産業省報告書にもほぼ同様の記載〉</p>	<p>第五十二条の六十一の八 電子決済等代行業者は、・・・利用者に対し、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。</p> <p>四 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先</p> <p>【第7条第3項に接続事業者の問合せ窓口設置義務を記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>接続事業者は、利用者からの苦情、問合せ等への対応のため問合せ窓口を設置</li> <li>上記は銀行に通知、公表</li> </ul>

※1 クレジットカードデータ利用に係るAPIガイドライン報告書（[リンク](#)）

※2 オープンAPIのあり方に関する検討会報告書（[リンク](#)）

※3 銀行法（[リンク](#)）

※4 API利用契約条文例（[リンク](#)）

## 4. API推進上の課題

### ④ APIの標準化

- 国全体でのコスト削減、重複投資回避、新規参入促進のためにもAPI標準化が必要
- 日本の電文仕様標準は実際には各社の差異が生じ得る形式

## ○標準化による効果

- カード会社様毎に独自に仕様を定める負荷が軽減
- 実装対応を行うシステム関係企業も同じ標準への対応を繰り返すことで、中長期的なコスト低減を実現
- 電代業者のAPI接続に係る開発負荷も軽減され、新規参入促進が加速

## ○標準化を検討すべき内容

### ① データの標準化



#### 日英のクレジットカード関係の応答メッセージ記載例の比較



クレジットカード分野のオープンAPIにかかる電文仕様標準

#	項目	説明	留意事項
1	利用区分	ショッピング、もしくはキャッシングの区分	
2	支払区分	一回払、リボ、分割の区分	記述方法の指定がなく各社により電文仕様に差異が生じ得る
3	取引利用金額	当該取引の利用金額	
4	(取引利用通貨)	(記載なし)	

Open Banking Read-Write API Profile

#	項目	定義	記述方法
1	利用区分/支払区分	取引の種類を示すコード	「ショッピング」「キャッシング」等の既定の選択肢から回答を選択 (例) "RETL" <sup>1</sup> 、"SASW" <sup>2</sup>
2			「一回払い」「分割払い」等の既定の選択肢から回答を選択 (例) "CCRD" <sup>3</sup> 、"INSM" <sup>4</sup>
3	取引利用金額	ISO 4217 で定められている通貨単位の数値	13桁以内の整数、もしくは13桁以内の整数 + 5桁以内の小数 (例) "230.00"
4	取引利用通貨	ISO 4217 で定められている通貨コード	3字のアルファベット (例) "GBP"

<sup>1</sup> オンラインショッピングを含む、小売店にて財やサービスを購入したことを示すコード。

<sup>2</sup> クレジットカードを利用し、ATMから現金を引き出したことを示すコード。

<sup>3</sup> クレジットカードの支払いを示すコード。

<sup>4</sup> 分割払いを示すコード。

○当協会では海外のAPI標準を参考に、詳細なAPI標準仕様の案を作成中（次スライド参照）

# API普及上の課題④ API標準化（1）

48

- 当協会で作成中のAPI標準の案（仮置きで英国OBLの標準をベースとして作成したサンプル）

「取引明細関連」	<p><b>Transaction:</b></p> <p><b>type:</b> object</p> <p><b>description:</b> 取引の詳細情報</p> <p><b>required:</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>- AccountId</li><li>- CreditDebitIndicator</li><li>- Status</li><li>- BookingDateTime</li><li>- Amount</li></ul> <p><b>properties:</b></p> <p><b>AccountId:</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li><b>description:</b> アカウント管理番号。</li><li><b>required:</b> true</li><li><b>schema:</b></li><li><b>type:</b> string</li></ul> <p><b>TransactionId:</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li><b>description:</b> 取引の管理番号。クレジットカード会社が定める一意で不变の値。</li><li><b>type:</b> string</li><li><b>minLength:</b> 1</li><li><b>maxLength:</b> 210</li></ul> <p><b>CreditDebitIndicator:</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li><b>description:</b> 出金/入金（クレジットカードの場合、支払/返金）を示す。</li><li><b>type:</b> string</li><li><b>enum:</b></li><ul style="list-style-type: none"><li>- Credit</li><li>- Debit</li></ul></ul> <p><b>Status:</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li><b>description:</b>-</li><li><b>取引のステータス。</b></li><li>* 'Booked': 確定。</li><li>* 'Future': 予定。</li><li>* 'Information': 情報提供。</li><li>* 'Pending': 保留。</li><li>* 'Rejected': 却下。</li></ul>	取引の状態の区分 (確定/未確定明細等を区分)	<p><b>type:</b> string</p> <p><b>enum:</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>- Booked</li><li>- Future</li><li>- Information</li><li>- Pending</li><li>- Rejected</li></ul>
必須項目	カード利用日時	<p><b>BookingDateTime:</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li><b>description:</b> -</li><li><b>取引が行われた日時。ISO 8601形式で示される。</b></li><li><b>全ての日時はタイムゾーンを含む形式で示される。例：</b></li><li><b>2017-04-05T10:43:07+09:00</b></li></ul>	
アカウント 管理番号 (ID等)	カード利用額	<p><b>type:</b> string</p> <p><b>format:</b> date-time</p> <p><b>Amount:</b></p> <p><b>type:</b> object</p> <p><b>required:</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>- Amount</li><li>- Currency</li></ul> <p><b>description:</b> 取引金額</p> <p><b>properties:</b></p> <p><b>Amount:</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li><b>description:</b> 取引金額の内、ISO 4217形式の通貨コードと共に示される、数的な値。</li><li><b>type:</b> string</li><li><b>example:</b> '1209'</li><li><b>pattern:</b> ^\d{1,13}\\$ ^\$\d{1,13}\\$\.\d{1,5}\\$</li></ul> <p><b>Currency:</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li><b>description:</b> ISO 4217形式の通貨コード。</li><li><b>type:</b> string</li><li><b>example:</b> JPY</li><li><b>pattern:</b> ^[A-Z]{3,3}\\$</li><li><b>additionalProperties:</b> false</li></ul>	
取引を一意で特定 可能な番号 (ID等)			
支払/返金の 区分			
取引の状態の区分 (確定/未確定明細等を区分)			

- 特に「セキュリティプロファイル」は標準化が容易であり、他業態にも敷衍可能

## ○標準化を検討すべき内容（続き）

### ②セキュリティプロファイルの標準化

セキュリティプロファイルとは：

「信頼性確保の枠組」の図①②に関係し、正しい相手に対して正しい権限を与えていたかを相互に確認する枠組。  
システムやデータベースのアクセス条件、使用する認証方法などアクセスに関するルールをまとめた「設定集」。

- 例としてはOAuth2.0、Open ID Connect、FAPI等が存在（下図参照）

#### OAuth2.0

- ・第三者事業者がユーザーの許可を得て、ユーザーのデータにアクセスする「認可」のフレームワーク

#### Open ID Connect（P17参照）

- ・OAuth2.0をベースに認可だけでなく「認証（ユーザーの身元確認）」も可能とした拡張仕様  
（一般的なシングルサインオンはこの仕様に沿っている場合が多い）

#### FAPI

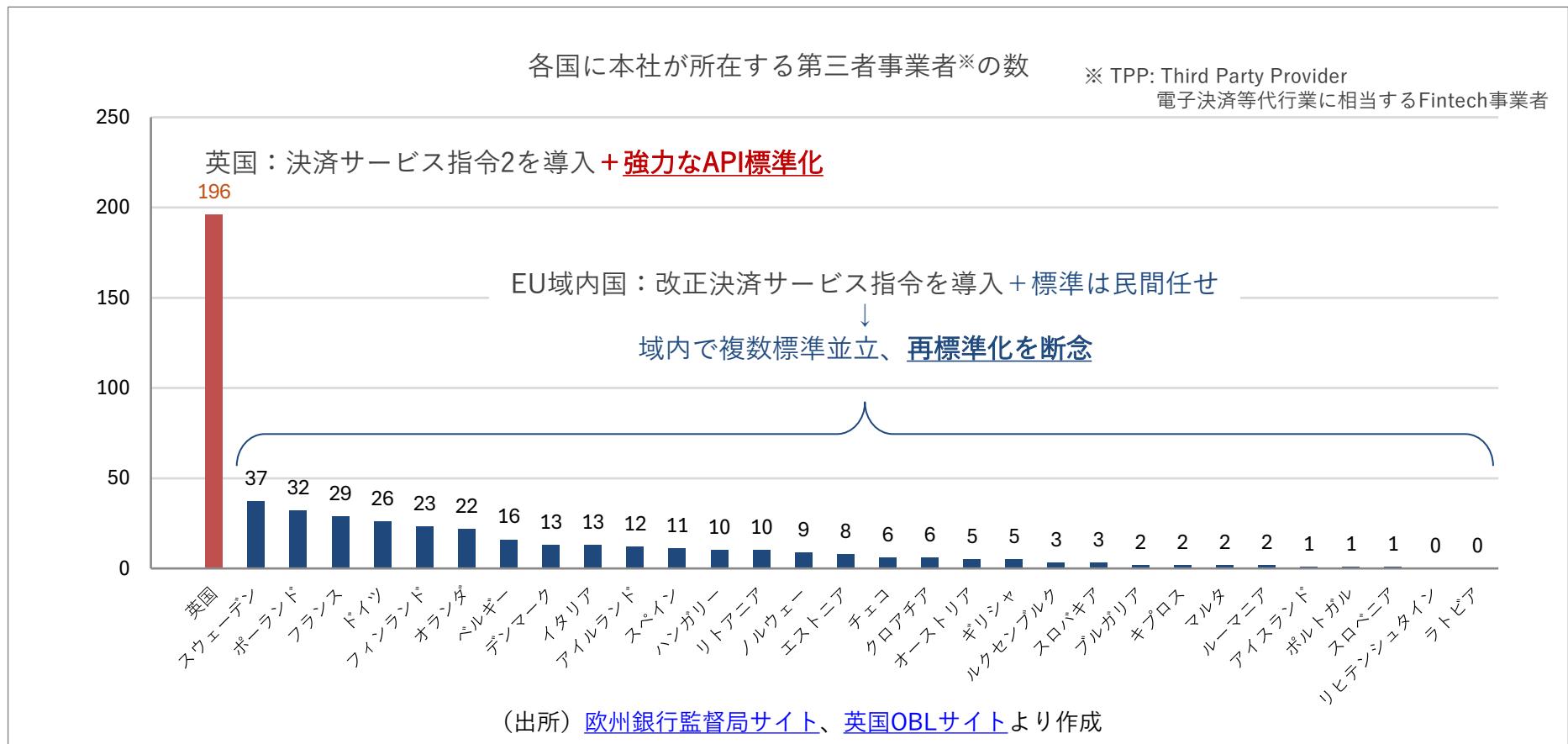
- ・金融業界などより高いセキュリティが必要な場合の仕様

- なお、セキュリティプロファイルは、データ形式の標準に依存せずに標準化を行うことが可能

→例えばカード会社様向けと銀行向けで共通にセキュリティプロファイルは標準化することが可能

- API化に着手する段階での標準化が最適

- 英国とEUは同じタイミングで同じオープンバンキングの法制度（決済サービス指令2）を導入（当時はBrexit前）
- 英国は当初から強力なAPI標準化を実施。欧州では民間の標準化に委ね、域内でも複数の標準が並立
  - 英国ではFintech事業者の数が増加
  - EUでは決済APIの再標準化は最終的に断念（再標準化は社会的コストが高すぎると判断）



## 5. 官民での可能な打ち手

官民連携などを含めた今後の取組としては以下を要望します

- (大手事業者への) API構築・接続の義務付け
  - 海外では法令による義務付けが主流 (→P36)
  - 接続料の適切な水準 (無償化の検討含む) についてのステークホルダーが参加した形による検討
  - 構築するAPIは下記標準への準拠を要請
- API標準化
  - 例: 民間が設立した標準化団体 (→P53) を国が認定する仕組みなど
- 上記接続料水準の検討・標準化活動には、消費者団体、学識経験者及び管轄当局の参加が望まれる
- 可能な限り契約に依拠しないトラストの枠組構築
  - 例: 銀行が利用しているAUP報告書 (→P54) の活用などを組み合わせて実現
  - (仮に契約に依る場合でも) 一元化などの事務負担軽減の仕組み (→P40、P41) が必要

- API標準化には継続的な標準のアップグレード、接続確認テスト等を行う機関が必要
- 英国では大手銀行出資により専門機関を設立

## 英国のAPI標準化機関の概要

【設立】2016年10月16日

【名称】Open Banking Limited（通称OBIE: Open Banking Implementation Entity）

【団体形態】保証有限責任会社（company limited by guarantee）

【運営資金提供】英国の9大銀行※1

【主な役割】API標準、セキュリティ標準の策定等（下図参照）

APIに関する統計情報の収集、公開

各種ガイドライン策定（UXガイドライン等）

※1 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド、ロイズ銀行グループ、バークレイズ、HSBCグループ、Nationwide、サンタンデール、ダンスケ、アイルランド銀行、アライド・アイリッシュ銀行グループ

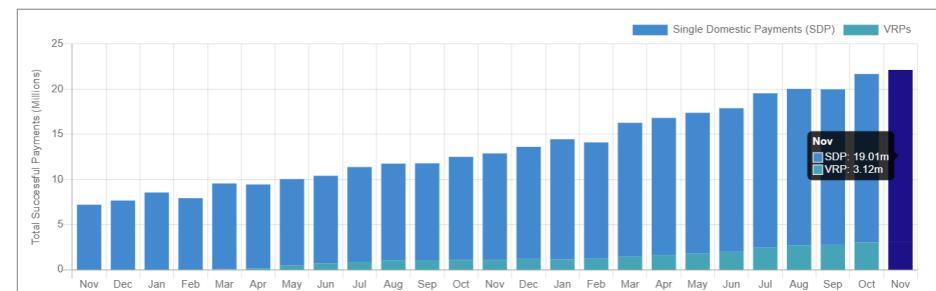
### API標準関連の役割

- ・標準策定と併せて準拠確認（接続が成功するかどうかの確認テスト）を実施



### API統計情報の公表

可用性／成功APIコール数／決済コール数／APIの応答速度／ユーザー数等を継続的に集計し公表



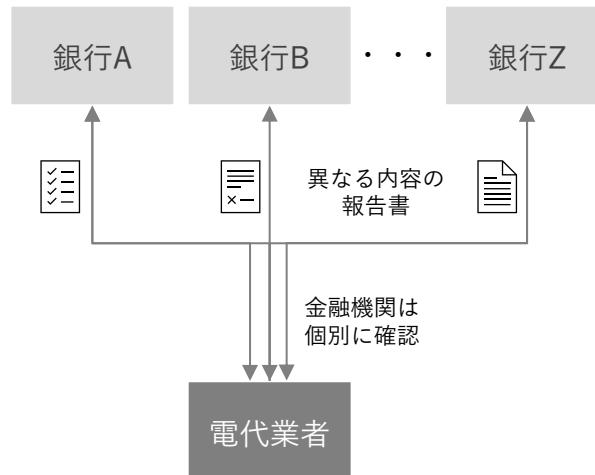
（出典）[OBLサイト](#)より。上記は成功した決済APIコール数の月毎のグラフ。

- 電子決済等代行業者のセキュリティ対応状況を効率的に確認可能な仕組み
- 契約に依らずトラスト※2を構築可能な方策の一つ

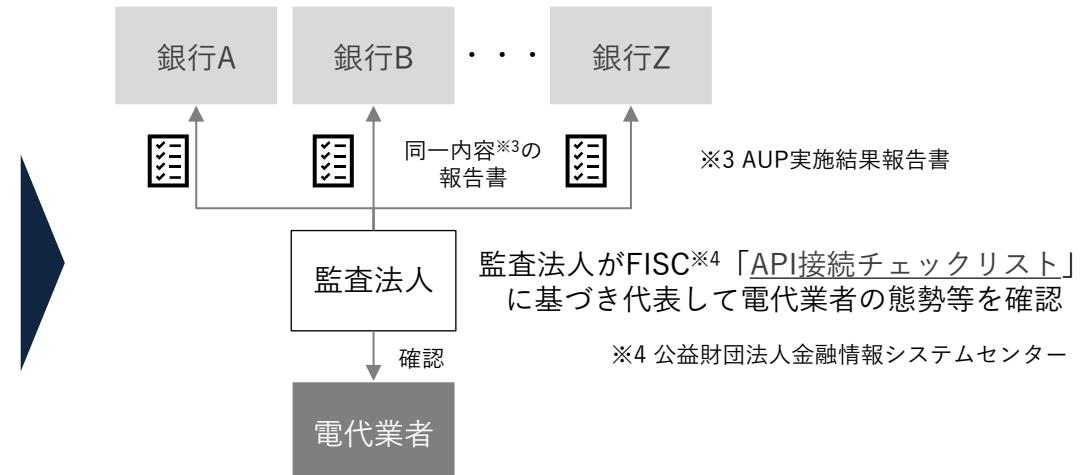
※1 AUP: Agreed Upon Procedure 「合意された手続」

※2 電代業者の情報の取扱に対する信頼性の確保(P36図の③参照)

## 通常の審査・モニタリング



## AUPを利用した審査・モニタリング



システムリスク管理態勢に関する金融機関毎の審査・モニタリング項目に個別対応

審査・モニタリング対応は一回のみ



一般社団法人電子決済等代行事業者協会